

平成13年第1回北信広域連合議会定例会会議録

---

北信広域連合告示 第1号

平成13年2月22日(木) 中野市役所31号・32号会議室に開く。

---

平成13年2月22日(木) 午前10時開議

---

議事日程(第1号)

- 1 開会
  - 2 仮議席の指定
  - 3 議席の指定
  - 4 会議録署名議員指名
  - 5 会期等の決定
  - 6 議案第1号 副議長選挙
  - 7 議案第1号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案
  - 8 議案第2号 北信広域連合職員定数条例の一部を改正する条例案
  - 9 議案第3号 北信広域連合特別会計条例の一部を改正する条例案
  - 10 議案第4号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案
  - 11 議案第5号 平成12年度北信広域連合一般会計補正予算(第2号)
  - 12 議案第6号 平成13年度北信広域連合一般会計予算
  - 13 議案第7号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
  - 14 議案第8号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
  - 15 議案第9号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
  - 16 議案第10号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
  - 17 議案第11号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
  - 18 議案第12号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
  - 19 議案第13号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
  - 20 議案第14号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算
  - 21 議案第15号 平成13年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
  - 22 議案第16号 平成13年度北信広域連合公平委員会特別会計予算
  - 23 議案第17号 北信地域ふるさと市町村圏基本構想について
  - 24 議案第18号 北信広域連合広域計画について
  - 25 議案質疑
-

本日の会議に付した事件

6まで議事日程に同じ

日程追加 議長の辞職について

日程追加 議長の選挙について

- 7 議案第1号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第2号 北信広域連合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第3号 北信広域連合特別会計条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第4号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第5号 平成12年度北信広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 12 議案第6号 平成13年度北信広域連合一般会計予算
- 13 議案第7号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 14 議案第8号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 15 議案第9号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 16 議案第10号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 17 議案第11号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 18 議案第12号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
- 19 議案第13号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
- 20 議案第14号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算
- 21 議案第15号 平成13年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 22 議案第16号 平成13年度北信広域連合公平委員会特別会計予算
- 23 議案第17号 北信地域ふるさと市町村圏基本構想について
- 24 議案第18号 北信広域連合広域計画について
- 25 議案質疑

---

出席議員 次のとおり(22名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 駒原克己君  | 13番 上村力君  |
| 2番 芋川武一君  | 14番 小林洋之君 |
| 3番 山崎治茂君  | 15番 黒鳥正人君 |
| 4番 佐藤富治郎君 | 16番 小林貫一君 |
| 5番 斎藤富義君  | 17番 松野忠男君 |
| 6番 荻原勉君   | 18番 内田克己君 |
| 7番 山上政彦君  | 19番 福原孝平君 |
| 8番 高橋利一君  | 20番 滝沢忠君  |
| 9番 藤巻泰雄君  | 21番 宮沢高好君 |

10番 青木豊一君  
11番 山田吉太郎君  
欠席議員 次のとおり(1名)  
12番 齊藤 瞭君

22番 湯本 一君  
23番 丸山 惣平君

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長 松島輝男  
事務局次長補佐 小林久勝

保険福祉係長 河野雅男  
主 査 湯本与志一

---

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	綿貫隆夫君	幹事	竹節義孝君
副広域連合長	小山邦武君	幹事	芳川憲夫君
副広域連合長	中山茂樹君	幹事	南雲一徳君
副広域連合長	柳澤萬壽雄君	幹事	宮本昭雄君
副広域連合長	久保田哲夫君	幹事	窪田清一君
副広域連合長	清野眞木生君	事務局次長	月岡保男君
副広域連合長	高橋彦芳君	望岳荘施設長	小林美弥子君
助 役	村木照忠君	高社寮施設長	阿部東治郎君
収 入 役	佐藤善郎君	千曲荘施設長	鈴木弘志君
監査委員	岡本 勝君	いで湯の里施設長	中山 敏君
幹 事	須原和彦君	菜の花苑施設長	島田博文君
幹 事	石沢雄司君		

---

(開 議) (午前10時47分)

(開会に先立ち、事務局長松島輝男君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

## 1 開 会

議長(藤巻泰雄君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

なお、監査委員から平成12年度の定期監査報告並びに例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配布しておきましたからご了承願います。

この際、日程に入る前に報告事項について申し上げます。

はじめに、副議長 芦沢邦幸君及び、議員 佐藤重義君から議員の辞職願いが提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、辞職の許可をいたしましたので報告いたします。

なお、ここで新しく広域連合議員になられた方々をご紹介します。

小林貫一君、滝沢忠君、宮沢高好君、湯本一君、小林洋之君、丸山惣平君、以上であります。

これより、平成13年第1回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承を願います。

---

## 2 仮議席の指定

**議長（藤巻泰雄君）** 日程2、仮議席の指定を行います。

おはかりいたします。

広域連合規約の改正により議員定数に変更となりました。本定例会は変更後、初の議会でありますので、あらためて全議員の議席を指定することとしたいが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（藤巻泰雄君）** ご異議なしと認めます。

よって、あらためて全議員の議席を指定することといたします。

議席の指定までの間は、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

1番 駒原克己君	13番 上村力君
2番 芋川武一君	14番 小林洋之君
3番 山崎治茂君	15番 黒鳥正人君
4番 佐藤富治郎君	16番 小林貫一君
5番 斎藤富義君	17番 松野忠男君
6番 荻原勉君	18番 内田克己君
7番 山上政彦君	19番 福原孝平君
8番 高橋利一君	20番 滝沢忠君
9番 藤巻泰雄君	21番 宮沢高好君
10番 青木豊一君	22番 湯本一君
11番 山田吉太郎君	23番 丸山惣平君
12番 齊藤瞭君	

---

**議長（藤巻泰雄君）** ここで、広域連合長から招集のあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 本日ここに、平成13年第1回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

昨日まで開催されておりました「ながの飯山国体」におかれましては、地元飯山市の長年にわたる準備と住民の皆さんが一体となった協力によりまして、大成功を収めることができました。心からお喜び申し上げるとともに、この成功が北信地域の活性化に向け大きな起爆剤になれば幸いと考えております。

さて、この冬、当北信広域連合管内の北部地域では、1月中旬からの集中降雪により、5年ぶりとな

る積雪に見舞われました。地域では道路の除雪や屋根の雪下ろしに追われる毎日となり、改めて雪に対する備えの大切さを認識いたしました。また、この積雪によりまして、農作物への影響についても懸念されるところであります。

北陸新幹線の建設につきましては、既に着工しております飯山トンネルに加えて、昨年暮れ、高社山トンネルの北工区でも工事が始まり、今年度内には、残りの南工区と高丘トンネルでも工事に着手される予定であります。

北陸新幹線は、未着工でありました上越～糸魚川間がフル規格で着工することが決定され、長野～富山間の完成時期がおおむね12年後と示されました。

引き続き、南越方面への延伸について要望してまいるとともに、北信地域の新しい玄関口となる「飯山駅」周辺の整備及び幹線道路網の整備につきまして、関係市町村の連携のもと取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

国における地方分権推進の方針に基づき、昨年暮れ、県から市町村合併推進要綱が示されました。要綱には、市町村合併の推進に対する県の基本的な考え方、期待される効果などのほか、通勤・通学圏、通院圏、商圈及び事務の共同処理の範囲など客観的な指標に基づき、市町村相互の結びつきの度合いが図示されております。

住民ニーズの広域化・高度化、少子・高齢化の進行、厳しい財政状況など、今後の行財政運営における課題は数多くあります。しかし、そこに生活する住民の皆さんの意見抜きでは市町村合併は推進できません。地域において十分な議論、検討が行われることが重要であると考えます。

さて、昨年4月に北信広域連合として新たなスタートを切ってからまもなく1年が経過いたします。

先の議会の際にご説明いたしました、介護保険制度への移行に伴う短期入所施設の利用者減少の問題につきましては、その後の利用状況をみながら関係市町村で検討を進めてまいりました。

本年1月から、短期入所施設から入所施設へ転換する際の国の基準が改正されたことに伴い、「いで湯の里」と「菜の花苑」の短期入所施設を各10床ずつ入所施設に転換することを決め、県の承認を得て、去る2月1日から定員の変更を行い待機者の解消に努めたところであります。

また、豊田村に建設中の特別養護老人ホームふるさと苑につきましては、3月下旬の完成予定であり、4月の開所に向けて準備を進めております。

さらに、昨年より工事を進めております望岳荘の移転・改築工事につきましては、現在、本体基礎部分の工事が進められており、10月の完成に向けて工事が進められております。

少子・高齢化が急速に進んでおります北信地域におきましては、老人ホームの充実が不可欠であります。施設の健全な運営に留意しながら、今後も、整備及び改善に努めてまいり所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

さて、本年4月から向こう10か年間の計画となる「ふるさと市町村圏計画」の策定につきましては、関係市町村との協議によりまして、基本構想の原案をまとめ、先に基本計画審議会に諮問を行い、慎重なご審議をいただき、先日、答申をいただいたところであります。

構想では、21世紀の出発点における圏域の将来像を「みんなの力で ともに伸びゆく ふるさと北信州」と定め、その実現に向けて地域が連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位に

おかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、条例案4件、予算案12件、事件案2件の計18件であります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

---

### 3 議席の指定

**議長(藤巻泰雄君)** 日程3、議席の指定を行います。

議席の指定は、抽選により行います。

事務局長の点呼に従い、仮議席の順に抽選願います。なお、事務局職員が議席を回りますので自席でそのままお待ちください。

(事務局長松島輝男君の点呼に従い、仮議席の順に抽選をする。)

**議長(藤巻泰雄君)** 抽選の結果について、議員諸君の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

(事務局長松島輝男君、議席番号並びに議員氏名を朗読する。)

1番 駒原克己君	13番 内田克己君
2番 荻原勉君	14番 宮沢高好君
3番 山上政彦君	15番 黒鳥正人君
4番 丸山惣平君	16番 上村力君
5番 高橋利一君	17番 青木豊一君
6番 小林洋之君	18番 松野忠男君
7番 佐藤富治郎君	19番 福原孝平君
8番 斎藤富義君	20番 齊藤瞭君
9番 藤巻泰雄君	21番 小林貫一君
10番 芋川武一君	22番 山崎治茂君
11番 滝沢忠君	23番 湯本一君
12番 山田吉太郎君	

**議長(藤巻泰雄君)** ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

指定の議席に着席願います。

(各議員指定の議席に氏名標をもって着席する。)

---

### 4 会議録署名議員の指名

**議長(藤巻泰雄君)** 日程4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

1番、駒原克己君

2番、荻原勉君

を指名いたします。

---

### 5 会期等の決定

平成13年第1回北信広域連合議会定例会運営日程(案)

会期：平成13年2月22日(木)～2月26日(月) 5日間

月日	曜日	時間	会議	摘要
2月22日	木	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明、議案質疑
23日	金		休会	議案整理のため
24日	土		"	土曜日のため
25日	日		"	日曜日のため
26日	月	午前10時	本会議	一般質問、討論、採決、閉会

議長(藤巻泰雄君) 日程5、会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期及び休会については、お手元に配布いたしました、平成13年第1回北信広域連合議会定例会、運営日程(案)のとおり決するにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

議長(藤巻泰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期及び休会については、運営日程(案)のとおりと決しました。

---

## 6 副議長選挙

議長(藤巻泰雄君) 日程6、これより議第1号 副議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

議長(藤巻泰雄君) これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤巻泰雄君) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(藤巻泰雄君) ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

副議長に芋川武一君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただ今議長において指名いたしました芋川武一君を副議長の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（藤巻泰雄君） ご異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました芋川武一君が副議長に当選されました。

---

議長（藤巻泰雄君） ただいま副議長に当選されました芋川武一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

議長（藤巻泰雄君） この際、芋川武一君のごあいさつをお願いいたします。

芋川武一君。

（副議長 芋川武一君 登壇）

副議長 芋川武一君 ただ今の本会議におきまして不肖私が副議長に選出されたわけですが、もとより浅学非才の身ではございますが、北信広域連合の議会の副議長として議長を補佐して一生懸命職務に邁進してまいりますので、よろしくをお願いいたします。（拍手）

---

議長（藤巻泰雄君） ここで暫時休憩をいたします。

（休憩）

（午前11時10分）

---

（再開）

（午前11時11分）

副議長（芋川武一君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。

---

#### 日程追加 議事日程の追加

副議長（芋川武一君） 議長が議場に見えませんが、副議長が代わって議長の職務を行います。

議長 藤巻泰雄君から議長の辞職願いが提出されました。

おはかりいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（芋川武一君） ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

---

#### 日程追加 議長の辞職について

副議長（芋川武一君） おはかりいたします。

藤巻泰雄君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（芋川武一君） ご異議なしと認めます。

よって藤巻泰雄君の議長辞職を許可することに決しました。

---

副議長（芋川武一君） ここで暫時休憩をいたします。

(休憩)

(午前11時12分)

---

(再開)

(午前11時12分)

副議長(芋川武一君) 休憩前に引続き、会議を再開いたします。

---

#### 日程追加 議事日程の追加

副議長(芋川武一君) 議長の辞職許可によって、議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(芋川武一君) ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

---

#### 日程追加 議長の選挙について

副議長(芋川武一君) これより議長の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(芋川武一君) ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(芋川武一君) ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

議長に山田吉太郎君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました山田吉太郎君を議長の当選人と定めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(芋川武一君) ご異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました山田吉太郎君が議長に当選されました。

---

副議長(芋川武一君) ただいま議長に当選されました山田吉太郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

副議長（芋川武一君） この際、山田吉太郎君のごあいさつをお願いいたします。

山田吉太郎君。

（議長 山田吉太郎君登壇）

議長（山田吉太郎君） はじめに、飯山市議会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。飯山市は世紀の祭典と位置付けまして、第56回飯山国体を18日開会いたしまして、天候にも恵まれまして、成功裏のうちに昨日閉会することができました。これも近隣市町村の理事者そして議員の皆様のおかげと厚く御礼申し上げます。この場をお借りいたしましてあらためて御礼申し上げます。

ただ今、北信広域連合議会の議長に選任されました。本当に浅学非才の身でその器ではありませんが、議員諸兄の支援また御協力をいただきスムーズな議会運営ができますよう願ひながら私の就任のごあいさつといたします。（拍手）

副議長（芋川武一君） ここで議長を交代いたします。

山田吉太郎君、議長席にお着き願います。

（山田吉太郎君議長席に着く。）

---

議長（山田吉太郎君） 議長が交代いたしました。

---

議長（山田吉太郎君） ここで暫時休憩をいたします。

（休憩）

（午前11時16分）

---

（再開）

（午前11時17分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承願います。

---

7 議案第1号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案

8 議案第2号 北信広域連合職員定数条例の一部を改正する条例案

9 議案第3号 北信広域連合特別会計条例の一部を改正する条例案

10 議案第4号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案

議長（山田吉太郎君） 日程7、議案第1号、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案から日程10、議案第4号、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案までの以上4議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第1号から議案第4号までの4件を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号 北信広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本案は、豊田村に建設を進めてまいりました特別養護老人ホームが4月から開所することに伴い、その名称を「ふるさと苑」とし、事業の種類及び位置を定めるものでございます。

次に、議案第2号 職員定数条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、特別養護老人ホームふるさと苑の開所に伴い、4月から新たに職員を配置し、併せて、定員を20人減らす特別養護老人ホーム望岳荘の職員数を減ずるため、職員定数条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第3号 特別会計条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、特別養護老人ホームふるさと苑の開所に伴い、新たに特別会計を設置するものでございます。

次に、議案第4号 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本案は、特別養護老人ホームふるさと苑の開所に伴い、同施設に新たに財政調整基金を設置するものでございます。

以上4件、一括してご説明いたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

---

#### 11 議案第5号 平成12年度北信広域連合一般会計補正予算(第2号)

議長(山田吉太郎君) 日程11、議案第5号、平成12年度一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

広域連合長(綿貫隆夫君) 議案第5号 平成12年度一般会計補正予算(第2号)について申し上げます。

本案は、補正額887万2千円の減額で、補正後の予算総額は20億26万8千円となります。

歳入では、特別養護老人ホーム望岳荘改築事業の事業費確定に伴い、国庫支出金を216万円追加、県支出金を223万2千円減額し、広域連合債を880万円減額するものでございます。

歳出につきましては、民生費のうち老人福祉費では、老人ホーム利用者の処遇向上を図り、また事務の効率化を進めるため、介護保険の導入に併せて導入いたしました老人ホーム管理用機器を増設するための備品購入費として749万3千円を追加し、施設整備費では、事業費の確定に伴い、工事請負費など878万3千円を減額しております。

また、財源に充てるため予備費を749万3千円減額するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

---

#### 12 議案第6号 平成13年度北信広域連合一般会計予算

13 議案第7号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算

14 議案第8号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算

15 議案第9号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算

16 議案第10号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算

- 17 議案第11号 平成13年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 18 議案第12号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
- 19 議案第13号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
- 20 議案第14号 平成13年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算
- 21 議案第15号 平成13年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 22 議案第16号 平成13年度北信広域連合公平委員会特別会計予算

議長（山田吉太郎君） 日程12、議案第6号、平成13年度一般会計予算から、日程22、議案第16号、平成13年度公平委員会特別会計予算までの以上11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） はじめに、議案第6号 平成13年度一般会計予算について申し上げます。

本案の予算総額は、特別養護老人ホームふるさと苑建設事業が完了したことに伴い、前年度より6億9,708万9千円少ない、12億9,939万1千円でございます。

予算の内容につきまして申し上げます。歳入では、分担金及び負担金が4億3,165万円で、経常経費、介護保険、老人ホーム起債償還のほか、望岳荘の改築工事分担金として、1億5,843万4千円を計上いたしております。

国庫支出金では、特別養護老人ホーム建設事業負担金に3億3,769万5千円、県支出金では、特別養護老人ホーム建設事業補助金に1億6,048万1千円、救急医療対策費補助金に2,324万3千円、広域連合債に3億4,200万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費が7,675万8千円で、この中には、新規事業といたしまして、市町村職員の共同研修事業、情報通信技術講習会開催等を計上いたしました。

民生費には、10億1,480万6千円を計上し、介護認定審査会の運営等に2,361万1千円、老人ホーム建設事業費に9億9,119万5千円を計上しました。なお、望岳荘の改築工事につきましては、12年度からの継続事業であり、今年度は建設工事の残り70パーセント及び解体工事費等を計上しております。

衛生費には、病院群輪番制病院運営事業補助金3,486万6千円、公債費では1億7,103万2千円を計上いたしました。

なお、建設工事に伴う一時借入金の最高額を10億円とし、この利子も公債費に含んでおります。

次に、議案第7号 平成13年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について申し上げます。

はじめに、特別養護老人ホームに関しまして、各施設に共通する事項につきましてご説明いたします。

介護保険の導入から2年目を迎え、介護保険施設としてようやく運営が安定してまいりました。利用者へのサービス向上のため、今年度から、食事、入浴などの際の人的配置を増やす計画であります。併せて、居室の改修など計画的な施設改修にも努めておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、介護保険施設への移行に伴い、事業収入となる介護報酬の単価に施設の減価償却分が算入されております。このため、各会計におきまして、将来の施設改修に充てる経費として財政調整基金積立金を計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

さて、本案は望岳荘の施設利用者90人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は4億

420万7千円でございます。

望岳荘は、ふるさと苑の開所に併せて今年度から入所定員を110人から90人に減らし、本年10月の完成を目指して現在移転改築を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

歳入から申しあげますと、主な財源であります施設利用負担金には3億7,440万2千円を見込んでおります。

歳出であります、施設運営と利用者処遇に係る民生費が3億274万7千円で、主な事業といたしましては、施設の移転に伴う経費195万円、介護サービスの充実のため食事及び入浴時に要するパート職員の賃金として新たに987万9千円を計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に9,860万円を計上しております。

次に、議案第8号 平成13年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申しあげます。

本案は老人ホーム高社寮のうち特別養護老人ホーム利用者70人及び短期入所施設6床分の処遇に係るものでございまして、予算総額は2億9,371万9千円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用負担金に2億8,747万8千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が2億6,925万9千円で、主な事業といたしまして、特殊浴槽の増設、居室へのエアコンの設置、電動ベッド等の購入を計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に2,190万円を計上しております。

次に、議案第9号 平成13年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申しあげます。

本案は老人ホーム高社寮のうち養護老人ホーム入所者50人の処遇に係るものでございまして、予算総額は1億1,462万9千円でございます。

歳入では、主な財源である老人保護措置費負担金に1億1,364万6千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が1億227万3千円で、主な事業といたしましては、身体機能の低下した入所者の自立支援のため、居室のバリアフリー工事費等を計上いたしました。

次に、議案第10号 平成13年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申しあげます。

本案は老人ホーム千曲荘のうち特別養護老人ホーム利用者60人及び短期入所施設6床分の処遇に係るものでございまして、予算総額は2億8,651万2千円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用負担金に2億6,411万7千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が2億4,596万2千円で、主な事業といたしまして、老朽化に伴う特殊浴槽の更新、居室へのエアコンの設置、除雪機等の購入を計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に3,700万円を計上しております。

次に、議案第11号 平成13年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申しあげます。

本案は老人ホーム千曲荘のうち養護老人ホーム入所者50人の処遇に係るものでございまして、予算総額は1億1,219万6千円でございます。

歳入では、主な財源である老人保護措置費負担金に1億1,110万6千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が1億59万9千円で、主な事業といたしましては、身体機能の低下した入所者の自立支援のため、浴室・居室等への手すりの設置等を計上いたしました。

次に、議案第12号 平成13年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について、申しあげ

ます。

本案は施設利用者70人及び短期入所施設10床分の処遇に係るものでございまして、予算総額は3億1,194万7千円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用負担金に3億405万5千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が2億7,070万円で、主な事業といたしまして、居室へのエアコンの設置、痴呆性入所者への処遇改善のための臨時パート職員配置、短期入所利用者の送迎の改善に係る経費を計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に3,500万円を計上しております。

次に、議案第13号 平成13年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は施設利用者60人及び短期入所施設10床分の処遇に係るものでございまして、予算総額は2億7,828万4千円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用負担金に2億7,161万8千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が2億4,148万8千円で、主な事業といたしまして、痴呆性入所者への処遇改善のための臨時パート職員配置、短期入所利用者の送迎の改善に係る経費を計上いたしました。

諸支出金では、財政調整基金積立金に3,000万円を計上しております。

次に、議案第14号 平成13年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は施設利用者70人及び短期入所施設5床分の処遇に係るものでございまして、予算総額は2億4,703万4千円でございます。

歳入では、主な財源であります施設利用負担金に2億4,628万3千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費に2億4,296万9千円を計上いたしました。また、新規開所のため、施設の運転資金がないことから、一時借入金の借入れ最高額を9,500万円と定め、公債費として利子92万8千円を計上いたしました。

次に、議案第15号 平成13年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が1,046万5千円でございます。

歳入では、基金利子777万8千円と、繰越金268万7千円を計上いたしました。

歳出では、広域市町村圏振興整備事業費に、943万6千円を計上いたしまして、文化の里、スポーツの里づくり事業等のソフト事業を実施するほか、広域広報紙「虹の仲間」等の発行を計画いたしております。

次に、議案第16号 平成13年度公平委員会特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が160万円でございます。

歳入では、共同処理する組織市町村等からの分担金111万8千円と、一般会計からの繰入金13万2千円、繰越金35万円を計上いたしました。

歳出では、総務費146万7千円のほか、予備費を計上いたしました。

以上11議案について申しあげましたが、老人ホームの運営につきましては、介護保険施設への移行に

伴いまして、より高いサービスの提供が求められております。このため、職員の充実及び資質向上に努め、さらに施設利用者の処遇向上に努力してまいり所存でございますので、議員各位のなお一層のご理解ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、主要事業の概要につきましては、お手元に説明書を申し上げますので、参考にさせていただきたいと存じます。よろしくご審議をお願いいたします。

---

## 23 議案第17号 北信地域ふるさと市町村圏基本構想について

議長（山田吉太郎君） 日程23、議案第17号、北信地域ふるさと市町村圏基本構想についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第17号 北信地域ふるさと市町村圏基本構想についてご説明申し上げます。

当圏域は、平成3年に現在の計画を策定し、圏域の将来像を「活力ある産業と定住環境が満たされ、文化の香り高いより魅力ある北信濃『いきいき都市圏の形成』」と定め、21世紀に向けたエネルギーな圏域の創造を目指してまいりました。

この計画の中で、上信越自動車道及びそのアクセス道路の整備、長野オリンピックの開催、下水道を始めとする社会基盤の整備など、目標の達成に向けて7市町村が連携して取り組んでまいりました。現在の計画が今年度をもって満了となりますことから、21世紀にふさわしい圏域の創造に向けて、新たな計画を策定するものであります。

計画の策定にあたりましては、構成する7市町村の計画策定の際実施しました住民アンケート、懇談会などで寄せられました意見を反映するよう努めてきたところであります。

現在の圏域の課題といたしましては、少子化、高齢社会、高度情報化が進む中で、家庭及び社会の姿が急激に変化しており、従来にもましてより高度で広範な行政需要が生じております。

平成10年の長野オリンピック・パラリンピックの開催に伴う社会基盤の整備を経て、首都圏を含む広域的な交流や圏域内の経済・文化・人の交流のための基盤が整いつつあり、また北陸新幹線の長野以北の早期実現を図ることにより、さらなる交流圏の拡大を通して、圏域の発展が期待されているところであります。

策定にあたりましては、構成市町村連携のもと、豊かな歴史、文化に生まれ、自然と人々が調和した圏域づくりを目指すこととし、

- ・健やかで生きがいと安らぎのある圏域づくり
- ・ふるさとを愛する人を育む圏域づくり
- ・活力ある産業が育つ圏域づくり
- ・快適で安全な圏域づくり
- ・ともに伸びゆく圏域づくり

を、地域づくりの5つの柱に据えております。

そして、21世紀の出発点における圏域の将来像を『みんなの力で ともに伸びゆく ふるさと北信州』と定め、その実現を目指して地域が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

本日提案申し上げました基本構想は、平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする10か年の計画であり、本圏域が目指す将来目標とその実現のための施策の大綱を明らかにしたものであります。

なお、本基本構想につきましては、先に基本計画審議会に諮問を行い、答申をいただいたものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

---

## 24 議案第18号 北信広域連合広域計画について

議長（山田吉太郎君） 日程24、議案第18号、広域計画についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第18号 広域計画についてご説明申し上げます。

当広域連合は、より複雑化・広域化する住民の要望に的確に応えるため、北信地域の7市町村が共同で広域的な事務を行うため、昨年4月に設立いたしました。

広域連合では、広域的に実施する事務について、規約で定めることとされておりますが、さらに、その事務が計画的に実施されるように、広域計画を策定し事業実施するよう定められております。

策定にあたりましては、広域計画が基本構想と調和を保つように定めるという地方自治法の規定に基づきまして、これまでふるさと市町村圏計画と一体となって策定作業を進めてまいりました。

計画では、規約に定めております10項目の事務につきまして、それぞれ経緯、基本方針及び施策を定めたほか、広域計画の期間を平成16年度までの5年間と定めたものであります。

広域計画につきましても、先に基本計画審議会に諮問を行い、答申をいただいたものでございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山田吉太郎君） ここで昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

（休憩）

（午前11時45分）

---

（再開）

（午後1時00分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、会議録署名議員の指名をいたします。

3番 山上政彦君を指名いたします。

---

## 25 議案質疑

議長（山田吉太郎君） 日程25、議案質疑を行います。

はじめに、議案第1号、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案から議案第4号、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案までの以上4議案について願います。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） 質問ありませんか。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） 次に、議案第5号、平成12年度一般会計補正予算(第2号)について願います。

（発言する者なし）

議長（山田吉太郎君） ありませんので、次に、議案第6号、平成13年度一般会計予算から、議案第16号、平成13年度公平委員会特別会計予算までの、以上11議案について願います。

はい、丸山惣平議員。

4番（丸山惣平君） はじめに、議案第6号、一般会計予算について質問します。民生費の施設整備費の望岳荘改築について、そして定数条例の改正に伴う入所者の移転の方法について、以上2点についてお聞きします。

それから、議案第7号から第14号までの特別養護老人ホーム、養護老人ホーム特別別会計の共通事項についてお聞きします。これらの施設で措置されている職員体制についてお聞きしたいと思います。

ひとつは、介護及び看護職員の総数について、お聞きしたい。常勤換算方法では、入所者3人に対して職員1人と定められているが、その基準定数の各施設毎の数について。もうひとつは、介護及び看護職員について、夜勤を行う職員は何名いるのか、以上介護及び看護職員の職員定数ではなく基準定数と看護婦数、さらには夜勤の職員数について、各施設毎の実態について、通告をしてありますので、非常に数字的なことですが細かに答弁をお願いいたします。

次に、特別会計で共通している職員などの検査における手数料、あるいは施設における賄材料費、例えばショートと一般入所者との違いの問題や、あるいは交際費、甲電その他要するに施設所在の近隣との関係などがあっても、施設全体の運営について連合としての手数料や交際費などその他必要な支出の基準、内規などのようなものがあるのかおたずねしたいと思います。この問題は、今までの議事録を見ますと中野の青木議員から事細かに質問され、事務局から答弁もありましたが、この際統一して基準や内規などのようなものがあるのかどうかお聞きしたい。以上広くお尋ねしましたが、極めて部分的な点もあろうかと思いますが答弁をお願いいたします。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） ただ今ご質問のありました点についてお答えいたします。

まず議案第6号の関係で一般会計でございますが、望岳荘の建設が現在行われていると広域連合長の提案説明でも申しあげましたが、ただ今のご質問はその時期等についてであります。まず移転の経費につきましては総額で主なもので301万円を予定しております。予算を掲げてありますところは、望岳荘事業の特別会計の中であり。時期につきましては、10月の末日が工期ということになってございますので工期後に移転するという考え方でございます。時期が時期でございますので、なるべく早くにと思うわけでございます。

それから、議案第7号から第14号までのそれぞれの会計の共通のものということで御質問がありました件でございますが、実際に介護、看護にあたる者の数をということでございますが、施設ごとに申しあげます。ただ今質疑の中でございましたとおり、国の基準では3人の入所者に対して1人の介護、看護の人数が必要であるというふうに定められておまして、いずれの施設もそれをクリアするように配

置してございます。なお、定員につきましては、いわゆる短期利用者、ショートの利用者も数に含まれますので、望岳荘から順に申し上げます。定員は96でございます。国の基準によるところの必要数は32であります。看護が3人でございまして、介護にあたるものが常勤、非常勤合わせまして29であります。そこにさらに基準を上回る非常勤の職員を3.9人配置いたしまして、35.9人という形で配置をいたしました。実際に夜勤にあたる者の数は23でございます。高社寮でございます。定員がショートも合わせて76でございます。基準によるところの人数は、常勤、非常勤併せて25.3人でございます。それから上乘せ分でございますが、0.26となっております併せて28.26人で、端数が出ますが、このようになっております。夜勤のできる人数は21人でございます。次に千曲荘ですが、定員が66人でございます。基準によりまして22人でございます。常勤と非常勤併せて19人で、さらに1.23それから養護の関係で2ございまして25.23でございます。先ほどの高社寮の関係でも養護のほうがございまして2人申しあげるのを落としてしまいました。次にいで湯の里でございますが、定員が80人でございます。基準によりまして26.7人でございます。常勤と非常勤併せて24で上乘せが4.70ございまして31.70人で、夜勤のできる人数は19人でございます。それから菜の花苑でございます。定員が70人でございます。基準によりまして23.3人でございます。常勤と非常勤併せて19.56で上乘せが5.87ございまして27.73人の配置であり、夜勤のできる人数は16人でございます。ふるさと苑でございます。定員は75人でございます。基準によりまして25人でございます。常勤と非常勤併せて22人で上乘せが2.79人ございまして27.79人の配置であります。ただ今申しあげました人数のほかに常勤の看護を3人ずつ各施設配置しておりますのでよろしく申し上げます。以上が各施設毎の介護と看護の基準数と実際の配置数でございます。

それから、3番目のご質問ですが、検査手数料の関係でございますが、いくつかの資料がございます。まず直接検査に関わるものでございますが、感染症でございます。これは介護・看護にあたる職員が対象であり各施設共通でございますが、1人2,520円でございますが、これに人数分をかけていただければよろしいです。それから検便でございますが、直接調理にあたる職員につきましては毎月実施し800円でございます。介護員は年2回で、1回300円で人数分でございます。それから検査ではございませんが、職員の健康診断も予算に組ませていただいております。それから賄材料でございます。これは各施設共通でございますが、各施設で若干ばらつきがございますが、民生費の中で1人あたりの年額が、望岳荘におきましては315,394円でございます。高社寮につきましては306,008円でございます。千曲荘につきましては312,137円でございます。いで湯の里につきましては301,407円でございます。菜の花苑につきましては305,849円でございます。ふるさと苑につきましては296,830円でございます。若干違いますが、そのような内容になっております。

それから、交際費でございますが、各施設それぞれ各市町村に所在しておりまして、広域連合として特別に共通した交際費の使用基準というのは設けておりません。各施設長の判断により執行をしているという状況です。以上です。

**議長（山田吉太郎君）** はい、丸山議員。

**4番（丸山惣平君）** いま、次長のほうから説明がありましたが、要するに介護と看護の定数の基準が施設で何人か、夜勤を行う場合には介護と看護の職員が行うことになっていますが、例えば望岳荘の場合には、入所定数が96人でありまして、国の基準が3人に1人でありますから32人ということになり、夜

勤は23人、すると千曲荘の場合も66人の定員で基準定数が22人、夜勤が19人、あとその他お答えいただいております。私が申しあげたいのは、夜勤は本来介護職員と看護職員の総数でローテーションを組むというのが厚生省の基準なんです。現実には看護職員を除かれた職員数でローテーションを組むよう予算づけされているというふうに理解してよろしいでしょうか。

**議長（山田吉太郎君）** はい、事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 現在では、御指摘のとおりであります。

**4番（丸山惣平君）** それから、特別会計に共通している職員の検査手数料と賄材料費とかその他については、次長の説明によれば、一定の基準があるわけですから、それに基づいてやっていると理解してよろしいですね。

**事務局次長（月岡保男君）** お答え申し上げます。特に基準は設けておりませんが、賄材料につきましては、国の方の基準がございまして、日780円ということになっております。それを基準にいたしまして当広域連合ではただ今申しあげました数字を定員で割っていただきますと、それを上回る賄材料費を使用させていただいております。それから、特別食等につきましては、やはりコストが非常に高うございますが、必要な方につきましてはその基準にとらわれず使用させていただいております。示されている基準では、1人1日780円でございます。基準食で定められているものは以上です。

**議長（山田吉太郎君）** はい、丸山議員。

**4番（丸山惣平君）** さきほど、望岳荘からふるさと苑の方へ異動することについての経過は、説明により理解したわけですが、方法はどのようなことか、私も日赤病院が移転するとき非常に大変だったことを見ているわけで、どういう方法をとるのか、委託をするのか、それについてお聞きしたい。

**議長（山田吉太郎君）** 望岳荘施設長。

**望岳荘施設長（小林美弥子君）** お答え申し上げます。4月の20人、それから11月になるだろうと予想されます大移転につきましては、物品類につきましては業者委託をしたいということで、昨年11月に望岳荘にきていただきまして、見積りをさせていただきました。それにつきまして、業者の方では入所者の移転については施設のほうで責任を持ってやって欲しいということでございます。そういうことですので、長野県内で今までこういう移転のあった施設はどこかということで、こちらのほうで調べましたところ、長野広域連合の久米路荘というところが移転をいたしました。そちらのほうに聞きまして、参考にさせていただいたわけですが、大勢の方ですし、重度の方もいらっしゃいます。寝たきりの方、点滴をされたまま移転をしなければならないという方たちも多いため、岳北消防本部の方にも行きまして、救急車の手配をさせていただきました。またその他の方については、各社会福祉協議会にお願いをいたしまして、ストレッチャー付きの自動車を貸していただきたいというお願い、それからもちろん連合の5施設、4月からは6施設となりますが、その職員にも手伝っていただいて、事故のないように移転をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

**議長（山田吉太郎君）** はい、丸山さん。

**4番（丸山惣平君）** それでは、予算にある138万円であがるということなんですね。

**望岳荘施設長（小林美弥子君）** 一応、久米路荘のほうへも聞きましたところ、特別な予算はなかったということでございますので、あがるということはこちらのほうでは計算させていただいております。

議長（山田吉太郎君） ほかにございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） はい、上村議員。

13番（上村力君） 議案の7号から13号についてお聞きしますが、歳入のところでありますが、財産収入について、高社寮では18万4千円、あるいは望岳荘では14万8千円、あるいは菜の花苑では1千円と大きな差があります。したがって、施設によっては非常に厳しい内容になっていると思います。したがって、その基金の運用について、養護の関係もありますが、その基金は連合全体で運用し、それぞれの施設のお互いの財産として有効活用すべきではないかと考えます。また、10月の議会の際にも申しあげておきましたが、施設が介護保険施設に変わりましたが、各施設ごとに借入金を導入して、その急場をしのいだという経過を聞いておりますが、したがってこの辺の運用について、今回財産収入を見込まれておりますが、各施設の基金はどのくらいあるのか、施設ごとにどのくらいあるのか、あるいは全体でどのくらい現在あるのかお聞きしたいと思います。

それから、先ほど提案説明で各施設に冷房施設の設置が図られていると説明がありましたが、暖房はともかくとして、冷房については非常に立ち遅れておる施設があるわけですが、たとえば千曲荘においては養護については極めて冷房施設が薄いという状況でございます。まあ今回も予算で設置費が見込まれておりますがどの程度の冷房施設が導入されるのか、具体的にご答弁いただきたいと思っております。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） お答え申し上げます。基金の関係でご質問がございましたが、現在広域連合はご覧のとおり各会計ごとに独立をした運営を行っておりますので、基金の積み立てはただ今ご指摘がありましたように各会計ごとに積み立てをしております。ご質問の基金関係の2番目でございますが、各施設ごとの平成11年度の決算の時点でございますが、望岳荘について申し上げます。389万4千円です。次に高社寮の特養ですが、1億424万2千円、それから養護が2,722万円です。千曲荘の特養が382万8千円、養護が60万円、いで湯の里が39万円、菜の花苑が6万7千円でございます。以上が各施設ごとの前年度末の財調の残高でございます。なお、13年度の財政調整基金の積み立て予定額につきましては、お手元の事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。それから、冷房の関係でございますが、それにつきましては具体的に細部にわたりますので、千曲荘の施設長からご説明いたします。

千曲荘施設長（鈴木弘志君） ただ今ご質問のありました冷房の関係でございますが、養護につきましては個室になっておりまして、現在居室には冷房は入っておりません。それから特養でございますが、4人部屋になっておりまして、年次計画で現在整備を進めております。本年度3つの部屋に冷房が入りまして、来年度も2つの部屋に予定しております。来年度実施しますと、ほぼ半数の居室が冷房化される予定になっております。養護につきましては、各棟に談話室がございまして、談話室につきましては冷房が入っております。以上でございます。

議長（山田吉太郎君） はい、上村議員。

13番（上村力君） 基金についてですが、施設ごとに非常に凹凸があるわけですが、1億を超えるような施設から全くないに等しい施設まであるわけですが、しかし、その運用については、施設ごとに運用するというのも一つの方法ですが、先ほど説明のあった養護の問題もありませんが、できれば基金の運用に

については連合という大きな責任ある立場の組織であれば運用し、施設ごとに独自の起債をしなくてもすむような方法が適当ではないかと思います。とくに介護保険が導入されまして、措置から独立採算という形になるわけで、従って施設によっては運営面で資金に不足が生じるわけで、連合という組織の中で十分調整しながらお互い助け合う施設であるというように基金の運用面からもあらためてお考えいただけませんか。それから冷房の問題についてであります、とくに千曲荘は西向きで大変暑さが厳しい中でお年寄りがまとまって生活しており、したがって施設長のお話を聞いておりますと特別養護については約半数、養護については居室には冷房は入らないという予算の内容だったと思うわけですが、ぜひひとつそれを積極的に進めていただいて快適な施設にお年寄りが住んでいただけるような積極的な施策を講じていただくよう要望いたします。要望ですから答弁は結構です。

議長（山田吉太郎君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） はい、滝沢議員。

11番（滝沢忠君） 議案10号と11号にそれぞれ除雪機の購入が計上されていますが、その機種の機能内容についてお聞きしたい。

議長（山田吉太郎君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（鈴木弘志君） お答え申しあげます。ただ今の除雪機の関係でございますが、現在ある除雪機については10年が経過しまして、だいぶ老朽化しております。そのため13年度で更新をいたしたいと計上させていただいたわけです。ご質問のありました10号と11号の関係でございますが、うちの方は養護と特養がございまして、それぞれ入所者の数で按分してそれぞれ計上させていただきました。馬力につきましては現在と同じ28馬力ぐらいを予定しております。以上でございますがよろしくお願いたします。

（しばらくの間あり）

大変すいません。先ほどの説明の件であります、買うのは1台でありまして、約320万円ほどでございますが、その費用負担を、特養がショートを含めて66名、養護が50名でございますので、それぞれ116分の66、116分の50と費用負担のほうを按分して計上させていただいたものでございますので、よろしくお願いたします。

議長（山田吉太郎君） よろしいでしょうか。

11番（滝沢忠君） はい、結構です。

議長（山田吉太郎君） ほかにございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（山田吉太郎君） 青木君。

17番（青木豊一君） 青木です。はじめに、議案第7号から14号までの歳入についてお聞きします。ふるさと苑を除くそれぞれの会計で、前年度に比較していわゆる利用者負担金がいずれも減額されているわけですが、その内容についてお伺いしたい。とくにその中で低所得者の負担軽減が行われているわけですが、その額及び新たに軽減措置の拡大が新年度予算として盛り込まれているのかどうかこの点についてお伺いしたい。

それから、前の関係にもあるんですけども、議案第5号についてお伺いしたいんですが、いわゆる連合の場合に、介護保険の審査について認定をされているわけですが、先日もある方から痴呆性の場合に、担当医から見ても介護度2ではおかしいというふうに言われていたんですが、なかなか変更が行われなくて、亡くなる直前になって2から5に変更になったというお話もあるわけですけども、いわゆる介護の認定審査にあたりまして第1次判定と第2次判定の、そしてまた医師の所見を聞くことになっているわけですけども、それがどの程度反映されていて結果としてどういう数値になっているかについてお尋ねしたいと思います。

それから、さきほどエアコンの問題について上村議員から千曲荘の問題についてご質問があったわけですけども、これはそれぞれの施設にとっても必要性が認められていることですけども、その他の施設の設置状況及び今後のお考えについてどのように考えておられるのか。

それから、食事代についてですが、以前にもお伺いしたんですけども、食事代は百数十円介護保険になると同時に減ってしまったわけですけども、前はそれで十分対応されたということなんですけども、現実問題として今日のなかで、一日百数十円の減は大変だと思うわけですが、賄材料費の関係についてお伺いしたい。

それから、望岳荘の移転について丸山議員から質問があったわけですけども、先程のお答えで対応できるのではないかとお答えになっていたかと思うわけですが、これは施設長をはじめ施設の職員の皆さんにとっては、人間の命を預かる大事なことだと思うわけですが、そういう点で予算上は318万円ということですけども、あってはならないことが起きることも予想されるわけですが、そういう点で施設として可能だというふうにお答えいただいたわけですが、現実問題として不安はないのでしょうか。また医師が対応できる体制が整えられているのでしょうか。以上についてお尋ねします。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** まず、利用者の負担軽減の問題ですけども、現在までに分かっているものについて申し上げますと、全体で金額で申し上げますと29万2,816円、対象人員は14人でございます。これは短期入所まで含まれております。

それから、介護認定審査の関係でございしますが、専門の皆さんがあたっておられまして審査をされるわけですが、1次判定、2次判定で当然に補完資料等が検討されたりして文書に記入されまして、それが1次判定と2次判定の判定結果にずれが生じてくるわけです。各要介護度によりましてばらつきがございまして、だいたい13パーセントから20パーセント前後が1次判定と2次判定で、より重度、より軽度と両方ございますけど、判定にずれが生じております。それから冷房の関係につきましては、先程千曲荘から説明がございましたが、各施設の方からご説明いたします。

**望岳荘施設長（小林美弥子君）** 望岳荘からご説明いたします。今は冷房にも慣れてきたんですが、お年寄りには正直なところ冷房が嫌いで、今うちの施設で冷房が入っているところは重度の寝たきりの人が入っているところに入れてあります。管理医の指導により、寝たきりのお年寄りのところに入れてあります。ここで施設が新しくなりますので、新しい施設は一応入るようになっております。

それから、移転について不安はないのかということですが、これは不安だけであります。それにつきまして先程申し上げましたように移転をした施設へもこちらで事務局の人と一緒に見学にも行って

話を聞きましたし、それから電話でも何度も聞いたりして対応しておりますが、まだ先は見えないんですが現在準備をしているところです。それから医師については対応する用意があるのかということですが、これは管理医がおりますので管理医にお願いして施設として対応させていただきたいと思っております。

それから移転の時に事故がないのがよろしいのですがないとは限りません。そこで今年新たに総合賠償保険というのを各施設で対応させていただいておりまして、施設の責任による事故でなくても全部対応できるというそういう賠償補償制度でありまして、皆さんが入っておられます保険のようなものでございまして、それを1人2口予算に見積もっております。以上です。

**高社寮施設長（阿部東治郎君）** 高社寮の阿部ですが、冷房の関係でございますが、高社寮につきましては養護と特養の両方あるわけですが、特養につきましては3棟ありまして現在一番状態の悪い1棟だけ全室入っております。残りが13室ありまして13年度から計画的に順次入れていく計画であります。養護につきましては25室の2部屋であります。これは全て冷房は入っておりません。以上です。

**いで湯の里施設長（中山敏君）** いで湯の里でございます。冷房施設の設置状況でございますが、静養室を含めまして部屋数が24室ございます。そのうち現在2部屋冷房が入っておりまして、13年度におきまして4室冷房をお願いしております。今後につきましては年次計画に基づきまして設置したいと考えております。以上でございます。

**菜の花苑施設長（島田博文君）** 菜の花苑の島田でございます。菜の花苑は建設当初から各部屋の冷房は全室入っております。そのほか食堂、会議室も整っております。

**事務局次長（月岡保男君）** 先ほどのご質問の中でひとつ答弁漏れがございましたので申し上げます。食費の関係ですが、大丈夫かというお話ですが、現在運営をしておりますが、その他に実はその方の個人的な体調によりまして管で食物を摂取される方もいらっしゃいます。このような方は当然普通食ではございませんで、具体的に申し上げますと現在では1日につき1,200円ほどかかっております。当然その分も見ております。このため各施設の単価が同じにならないわけでございます。追加してご説明申し上げます。

**議長（山田吉太郎君）** 青木君。

**17番（青木豊一君）** 最初に利用者の負担軽減の問題について確認だけしておきたいのですが、いずれにしても当初予算では従来どおりの29万余円で予算をみており、拡大の手当てはしてないのかどうか。それから、冷房の問題についてですけど、確かにお年よりの中には冷房を嫌われる方もいられるわけですが、先ほど菜の花苑のお答えの中にも全館に入っているということですけど、他の施設は入っていない。まあ望岳荘については改築されると入るということですが、2つの施設について、例えば高社寮については110数万という予算が出されているわけですが、いつまでにいったい全館冷房が入るお考えなのか、それともそういう計画はなくておられるのかどうか。いわゆる冷房設備に関する基本的な考え方についてお伺いをしたいと思います。それから、望岳荘の移転に伴う件でありますけども、いずれにいたしましても予算措置は予算措置として、施設として十分責任負える対応をしていただくようお願いしたいと思います。なお、高社寮の関係と千曲荘の関係で、予算書を見ますと、いわゆる職員の配置がですね、養護老人ホームから特別養護老人ホームに職員が移されている。それで特別養護老人ホームは増えているんですが、逆に養護老人ホームはそれだけ正規職員が減っていると、こういう職員配置

をされている。なぜこういう措置をされたのかどうか、ここにはやはり正規職員が絶えず不足している、それを採用の仕方というか、運営の仕方によって、技術論としてこれをカバーしているというふうにしが見えないのですが、この点についてどのようにお考えなのかお聞きしたい。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 冷房につきましては、基本的な考え方ということは現在各施設ごとの状況により対応しているということでありまして。

それから負担軽減の関係でございますが、軽減につきましてはそれぞれ該当の方が出てきますれば各市町村ごとに助成をしましてまいります。それに応じて連合としても対応をしていきたいということでありまして。特段その分について歳入で減額をして予算化はしてございません。

それから養護の職員体制についてであります。養護につきましても特養と同じく職員の配置基準がございますが、養護につきましてもいわゆる生活困窮者という捉え方でありまして、介護を必要とする方の入所ということではないことが施設の精神でございます。従いまして養護につきましても介護とは若干意味合いが違うというふうには捉えておりますが、必要な職員配置については養護においても行っているということでありまして。

**高社寮施設長（阿部東治郎君）** 高社寮でございますが、冷房設備の関係でご質問がございましたが、先ほどあと13室ということで申し上げましたが、あと3年ないし4年で特養の方は設置を完了したいと考えております。養護についてはまだそこまでいっておりません。

それから職員の関係で養護から特別養護へ3人ほど移っているということですが、ご存知のように養護の措置費の関係で国の基準が年々下がってきており、この3人の移動については今まで調理員を養護で抱えていたのを特養の方へ移したということで、介護の関係については養護につきましても国の基準が入所者9人に介護員1人というふうな基準が決まっております。この基準により配置しております。

**千曲荘施設長（鈴木弘志君）** 千曲荘でございます。まず冷房の関係でございますが、特養につきましては、今後3から4年で設置したいと考えております。養護につきましては全室個室のため現在検討をしているところであります。なお、扇風機につきましては全室に配置しております。

次に職員の配置についてであります。12年度は特養が28名、養護が13名でございますが、先ほどお話しいただきましたように13年度につきましては特養が30名、養護が11名でございますけれども、この関係につきましては、高社寮から話がございましたように調理の職員を2名特養の方へ移したということでございまして、直接介護の職員につきましては今までと変わりございません。以上でございます。

**議長（山田吉太郎君）** はい、青木議員。

**17番（青木豊一君）** 2点お伺いしたいんですが、最初は冷房の問題です。問題はですね、広域として冷房設置についての基本的な考え方がないということに私は問題があると思うんです。先ほど基金の問題についてお話があったわけなんです。高社寮なんかは基金がいっぱいある。ところが、先ほどのお答えのように、入寮者は暑い中を我慢をして生活をされている。しかし、一般的には貯金だけはしっかり貯まっています。結果論としてそれは利用者に対するサービスの低下になっているわけです。ここで新しくできたところは基本的には先ほどお答えがあったように最初から全館冷房になっている。ですからやはり広域として進めるべきことはいかにして公平なサービスを提供するかと、ここに最大限の努力

を払うべきだと思うんですが、その基本方針が個々の施設に任せられているという、ここに私は大きな問題があると思うんです。そういう点でやはり広域連合の方向として、冷房設置は今後避けられない問題だと思うんです。ですから年次計画を明確に立てて、例えば3か年ならば3年以内に全館冷房にするというそういう方向をやはり明確にされるべきだと思うんです。その点について改めてお伺いしたいと思います。

それからそれぞれの施設長からお話があったんですけども、いかにして入所者の介護サービスであったり入所者のサービスを向上するかと、こういうことではなくて、財政上の都合によって職員が移動されてきていると、ここに私は問題があると思うんです。そういうことになれば先ほどのお答えだと養護老人ホームには給食する正規職員はいなくなってしまうということになる。それはできないことを併設していることを巧みに利用してそういう措置をされていると思うんです。それは私はより利用者のサービスを向上することをきちんと押さえて、そして職員配置についても適切な措置の拡充を図るべきだと思うんですが改めてお考えをお聞きます。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 2点についてお答え申し上げます。冷房について基本方針がないということではありますが、予算をご覧いただきますように、必要なものを順次入れていくという基本方針がございます。先ほどの答弁の中でちょっと舌足らずでありましたが、必要なものは順次入れるという、必要度については各施設ごとにそれぞれ慎重な判断で順次入れていくという、そういうことであります。入れるという基本方針は堅持して、今後、段階的に入れていくということでありますので、よろしくお願いたします。

それから給食の関係でございますが、高社寮と千曲荘から説明があったわけですが、養護と特養が併設してある一つの利点であるというふうにご理解いただきたいと思います。このことによって両方のメリットが生かせるということでございますので、よろしくお願をいたします。

**17番（青木豊一君）** まだ答弁が十分でないので、3回質問しましたけど補足してお聞きする。冷房は、施設長が必要と認めないから遅れているのか、基本方針としては設置するんだと次長は言われているが、施設長が必要と認めていない結果として現状になっていると解釈してよいのか、この点について各施設長からお答えをいただきたい。

（「そんな必要ないじゃないか。」という声あり。）

わたしはそうではないと思う。基本的には設置していかなければいけないと思う。設置する方向で年次計画で進めると答えているのだから、それなら遅れているのは施設長の責任ではないか。その点についてお答えいただきたい。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** ご承知のとおり昨年4月1日から介護保険制度が発足いたしました。施設運営をあたってみますと予算的に今後冷房機器等についてもある程度設置できる見込みになってまいりまして、ここへ来て整備をさせていただくことになりました。従前は、予算上非常に厳しい状態ございまして、なかなか思うに任せなかったわけですが、今後は整備をしていく方向であるということをご理解をいただきたいと思ひます。

17番(青木豊一君) 施設長の説明では、とりえず特養しか入らない、養護は全く端の方に特別扱いされているという説明であったが、その点も含めて年次計画でできるだけ早急に整備を進めてほしい。

事務局次長(月岡保男君) 計画により進めてまいりたいと思います。

議長(山田吉太郎君) ほかにありますか。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(山田吉太郎君) 上村議員。

13番(上村力君) 予算の関係についてお聞きします。先ほど高社寮と千曲荘の調理員の説明がありましたが、この2つの施設では特養と養護が併設され、片方は福祉、また片方は介護という性格の異なる施設であり、調理にあたる職員は大変だと思う。したがってそこの運営の中でパート職員を現場として都合の良いような形で利用されていると思う。しかし、介護保険になりますと、夕食は6時以降というふうに決められており、4時、5時には夕食を入所者に提供するということはできないわけです。このため、パートにとっては、労働条件が非常に厳しい状況になっていると思うが、ざっと聞いてみますと朝と晩で7時間ぐらい稼働されるということですが、しかしこれは人数を増やせばいい、パートの人数を増やせばいいということになるんですが、しかしながら、朝早く夜遅いという時間帯であるわけですからなかなかパートの皆さんも、現場に合うような方がなかなか見つからない状況ではないかと思うんです。従ってパートの賃金については、予算の中で嘱託職員程度に引き上げるべきではないかというふう考えるわけであります。この点、今回の予算の提案の中で十分検討されるよう要望します。

議長(山田吉太郎君) この際暫時休憩をいたします。

(休憩)

(午後2時12分)

---

(再開)

(午後2時25分)

議長(山田吉太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。この際お願いいたします。質問は、議案の範囲でお願いいたします。

次に、議案第17号、北信地域ふるさと市町村圏基本構想について願います。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

議長(山田吉太郎君) はい、青木議員。

17番(青木豊一君) お伺いしたいんですが、先ほど提案説明の中で7市町村のアンケート等を、言うならば7市町村の基本構想を機軸として、本基本構想が計画された、ひと言で言えばそういうふうには受け取れるわけです。前回の議会の一般質問でお願いをしておいたわけですが、もちろんそういう単一体の集まりであることもこれを否定はできない事実であります。同時にまた、連合という一つの大きなものがあるわけですね。だから単一体ではできない部分がこの構想の中でどのように具体化あるいは具現化されているか、その点について大きな枠ですけれどもお伺いしたいということが1点です。

それから8ページに人口世帯数等の現状がありまして、この地域が少子高齢化社会の残念ながら進んだ地域になってきているわけですが、当然やはり構想ですからこれは決して人間社会が生存しそして発展していく上では私はマイナス指向の方向だと判断せざるを得ないです。ここのところをやはりどうプラス指向の方向に進めて行くかこれがやはり地域住民の皆さんのひとつの希望でもあるしそこを示し

得るのが連合であろうというふうに思うんですけども、やはり具体的な施策が第2部から始まるわけですが、例えばこの12ページの人口の計画についてですが、これも結局まさに集合体なんですよ。ここに備考欄にありますように中野市は平成22年の目標人口が明記され、あるところは平成16年であったり17年であったりと、するといつたいこの基本構想という連合が作るべき基本構想というのは連合長も当初の提案説明でも申し上げましたようにこの平成13年度から22年度までの10年間の構想だということ明記されているわけですが、計画人口の数値というものはそういうふうになっていないんですよ。これはその数字と表を見る限りではそのようには見えないんです。ここのところをどのように調整するのが連合の基本構想であろうと私は思うんです。この点についてどのようにお考えになられているのかお伺いをしたいと思います。

それから、お聞きしたいことはいっぱいあるんですけど、限られた時間ですから主なところを簡潔にお聞きしたいと思います。そういう点で希望ある方向へ進めて行く上で、この第2部の第1節で健やかで安らぎのある圏域づくりということで社会福祉の充実の中で6点ほどポイントを置かれているんですけど、少子高齢化社会にとって子育て支援などこれだけではなくてこの地域の地場産業をいかに活気を持たせていくかという問題、それは同時に雇用の促進にも結びつく問題ですし、同時にまた雇用環境の整備という問題を考えなくてはならないんですが、別のところにも出ているんですが、例えば前に戻りますが就業人口のところを見ますと、第1次産業が後退し第2次・第3次産業が増えているんですね。例えば、中野市もそうなんですが、商業の売上は増えていると、しかし実際は既存の商店街は衰退の一途をたどっている。ということは基本的には大型店がこの間ものすごい勢いで進出し、さらにこれが進もうとしているのです。そうすると肝心要の地場産業に活力を与えなければいけないというところが弱まって、外部からのものに結果的に財産や消費が奪われてしまうという、ここにやはりこの地域のいわゆる人口減少などの、あるいは経済の衰退のひとつの大きな要因になろうかと思うんです。この辺がどうこの構想を通じて整合性を図られているのかお伺いしたいと思います。

それから、この14ページのところでお伺いをしたいんですが、まあこれはいいです。時間もありませんので、2節についてお伺いします。2節は主に教育関係についてですが、いわゆる積極面として施設を中心とした条件整備をやって行く方向性は非常に明確になっているんですが、その教育の原点というのはやはり生きる力あるいは考える力あるいは読む力、そしてやはり未来の社会に向かって雄雄しく生き抜けるこういう人づくりを作るということが教育の原点だと思うんです。そうしたときにこうした学校の施設をよくすることは当然のことなんですが、そのさらに前にやらなくてはならないことは、いかにして一人ひとりの子どもにそういう教育基本法で言っている知育、体育、徳育というですね、こういう基礎学力をしっかりと身につけるそこが今大事な問題だと思うんです。そうした時に少人数学級をやってですね、そして本当の意味の一人ひとりの学力を高めていくというここの所がやはりどういうふうにお考えになるのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、20ページの広域的交通体系の整備について、これも前回一般質問でお伺いしたいんですが、交通体系の基盤はですね私はやはり地域の住民の足をいかにして守るかどうかが、これが地域交通の核だと思うんですね。しかし展開されている主要なものというのは新幹線だとか高速道だとかですね、こういう方向だけに目が行かれて、例えば木島線が存亡の危機にある、同時にまた湯田中線だって赤字の状

況を見れば木島線以上に大きいと、そしてこの飯山線はこれもまた新幹線と同時にあるいはそれ以前から問題が提起されると思うんですよね。肝心要の生きていく上で欠かすことのできないこの交通体系について、構想としてどう明確に具体化されているのかどうか、ここが見えてこないんです。そこをお伺いしたいと思います。

あといくつもあるんですが、私だけ質問してもいけませんので以上でお伺いしてお答えいただきたいと思います。あ、そしてもうひとつはですね、人づくりの問題で資料の方には詳しく書いてあるんですが、構想の資料の42ページから43ページにあるんですが、人権の尊重について述べられているんですが、ここに言われている構想が言う人権の尊重というのは、ここにはやはり部落問題、同和問題という非常に狭い受け取り方になっているわけですね。今やもうこの部落問題というのは基本的には終結の方向でですね実際によって高知県などは同和对策課などもなくしてしまうし、予算もなくしてしまうと、これがやはり21世紀の当然の方向なんです。ところが10年経ってもまだ人権教育をですね進めて行くという、こういう21世紀の時代の新しい波から見たらまさに停滞と後退のような状況をこの構想が示している。なぜこういう人権問題を同和に矮小化しなくてはいけないか、こういう点についてもお答えいただきたいと思います。

**議長（山田吉太郎君）** 広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** もちろんこの地域における様々な問題を抱え込んだこれから将来へ向かっての計画でございますから、非常に多岐にわたった内容についてのご質問であろうと思います。基本的には、この広域連合と同じ重なった地域の総合的な問題として捉えたときに、様々な課題というものが各市町村それぞれ独自に持って進めておられるものが現在あるわけでございますが、青木議員が指摘されましたように、その中で特段に広域で共通に考えていく課題がやはり今回のテーマとなるのが必要な問題だろうと思いますので、いっぱいありましたので一つ一つ難しいですが、教育問題などにつきましてもことさら広域全体として将来の教育の方向をどのようにするかという問題を考えますと、基本的にはそれぞれの市町村がお考えになっていることと基本的には同じ方向になるのではないかと思います。

しかしそれに対して、交通網の問題等につきましてはそれぞれの市町村が考えていることはエリアが狭いわけでございますから、当然広域全体の視野の中で将来の方向を見据えていきたいと、その課題によりまして地域と重なるような問題、それは広域の視野で考えれば違いがあるかと思いますが、理想的には今回の基本構想につきましてはまさに基本構想ですので広域でなければ考えられない共通問題というところに重点をおいた構想ができるべきだと思いますが、いかんせん激動の時代でございます。その中で現状の基本路線としてしっかりそれを指針としながらやっていくまでの練り上げたものを作るのは非常に難しいことだろうと思います。この現在の構想の大部分は各市町村が方向を出しておられる方向で一致する方向を重ね合わせて主に基本構想の内容にしているそんなプロセスをやって現在まで来ているということは一応ご理解いただきたいと思います。全く理想を言えば相当に時間をかけ調査をして、また時代の方向を見据えて、本当に将来までしっかりその路線に沿ってやっていけるものがよろしいんですが、どうもまだいわゆる合併した自治体のような形で進められていくような事情とは違う感覚の中で、言ってみれば無責任ですがとりあえずできる範囲でやろうよという方向であると思いますので、一つ一つの問題についての的確にお答えするのがなかなか難しいというふうに考えております。

す。同和問題等につきまして、人権のことにつきましてはこれは基本的理念について各市町村で同じ考えがあればそれを基本として考えたということでありましょうから、改めてその問題を広域でやるからこうだというような考えで受けられる問題とはちょっと違うと思うわけであります。正確にお答えできませんが、一般質問の中で出されている点につきましてはまた後でお答えいたしますが、もし足りない点がありましたら再度お答えいたします。

17番（青木豊一君） ちょっといいですか。

議長（山田吉太郎君） はい、青木君。

17番（青木豊一君） 一般質問ではないですからあまり言いませんが、そのことを心配して、9月の一般質問で、少なくともこの構想を作りこの後計画というものがあってそれが計画を拘束して行くということだから、昨年の夏ごろから構想を具体化していこうと計画が始まって1年も経たないうちにこういうことをやるということは非常に無理があるということは以前から指摘していたわけなんです。率直に言ってこれを見て痛感したわけです。いずれにしても、これは少なくとも業者に委託をしてこういう方向についてある部分では検討されたわけですが、そういうことで今のお答えでは困るんですけど、一つはですね、まあ人口はもう言いようがないことなんですけども、例えば教育の問題について私は一つのベースをどう作るかという問題だと思うんです。実際は個々の自治体であることは私も十分承知しているんですが、事実皆さん方の、皆さんといえば語弊がありますが、提案された構想には、例えば学校の改築だとか整備の方向は明確にされているわけですが、しかしながら今非行だとかいろいろな少年をめぐる問題というのは施設の問題よりいかにして一人ひとりのお子さんが知育、体育、徳育という基礎学力を人間として生きていく上での基礎的な力をいかにしてつけるかというところにベースが置かれるべきだという方向にきていると思うんです。ところがここが欠如されている。だからそのベースをしっかりとこの構想でなぜ敷かれなかったのか、それを実践していく上で差が出たりあるいは競い合われたりすることは、私はそれぞれの自治体の独自性として必要だと思いますが、やはり今日の非行やお子さん方の本来明るく最も元気で最も夢のある子どもが本当にこの地域に期待を持つ上でのこういう力が構想の中でベースとして示されていない、ここが私は必要だと思うんですが、個々の問題については申し上げません。

あともう一つは交通体系についてですが、これも市長は交通体系は連合として必要だというふうにおっしゃったんですが、そうなんです。ですから私たちは木島線を含めてどうやって地域交通を持っていくかということで10月の時に私は問題提起したんですね。ところが残念ながら構想として出されているものは、その一番の住民の足をいかに確保しそこを力強いものにしていくか、ここの所がやはり欠けていて、新幹線とか高速交通に光があたっている、これで果たしてこの地域の本当の活力といわゆる少子高齢化をおさえていかに上向きに進めて行くかという、それぞれ人口については減らざるを得ないというふうにされている計画は2自治体以外は、あとの5つの自治体は人口増を図るとこう言うておられる。計画として。ならばそういう意味でこの公共交通というものの果たす役割はきわめて重要だと思うわけなんです。そここのところをもう少し、必要であるというお答えではなくて、実際もう少しどうおやりになるのかお伺いをしたいと思います。

あと、地場産業の問題についてももう少しお答えいただきたいと思います。

議長（山田吉太郎君） 広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 交通網の問題についてもう少し字句につきまして表現の方法でどうも生活道路の弱者に対する思いやりの盛り込みが薄いのではないかというようなご意見でございますが、妥当な表現があればそれも当然加えて行くのがよろしいかと、ただここで記載されている内容から見ますと様々な道路のニーズがありますが、広域の中にもニーズを考えたときには市町村の枠を超えての交通網でございますので、少なくともその中でもそういう地域の問題、産業立地の問題、観光の問題、このようなものも満たしながらの視野で交通網は考えなければならないということが、何と云っても広域的な発想の上からは必要な問題だろうと思います。コンパスの狭い範囲での交通の利便性だとかも必要な問題ですし、また積雪地でもありますのでそのことも考慮していかなければいけないと思いますので、どちらかということその市町村それぞれの立地の条件もその意味では違いますので、そういったものを盛り込んでの形で一般の人にもこれはもう当然のことであろうというふうに理解をしておるわけでございます。いずれにしましても、こういったいろいろな地域の交通に関する基礎条件等を含めまして、特色が違う地域をひっくるめての広域の交通網の問題でございますので、私としましてはその交通に関する非常にアンテナの高い専門家、経験等を非常にお持ちの方をやはり良きアドバイザーとして入れながら、より高度なそういった知恵をお借りして自分たちが最も快適に利用できる体系網というものを作って行く努力をこれからもまさに広域の問題としてやっていきたいと考えておりました、今、中野市としてもそういう専門の方と今コンタクトをとり始めまして、少なくとも核になるような何らかのワーキングチームを作っていこうということでもあります。これが広域的な方まで考えが広がりまた内容も広いものを包み込んで行くような形でやっていきたいとそんなことで一步踏み出しておりますので、これはご報告でございますけれども、ここに持ち込むのは交通の具体的なところまで入れすぎますと、そのボリュームだけがそうとう大きくなってしまわないかという気がいたします。

それから、産業の問題につきましても、なかなか現在の時代というのは単に労働力の提供のための工場の誘致だとかそういう問題を期待しても、これは大きな時代の流れの中では、それがまさしく正解的方向ではなかろうと思うんです。もっとも10年間のスパンというものになりますと、どのようになっているかさっぱり見えないわけでありまして。少なくとも現実的には見通しの中では、そういった形よりはこの地域の特色を生かした基盤の産業は素朴であっても生かしていきたいということもありませんし、またこの辺の自然の豊かな環境というものを生かすというそんな産業に結びつけていきたいという考えがありますので、その辺については若干触れてはありますが、それを産業の問題で具体的に描くのはその方策としては問題があるのではないかというふうに考えております。

議長（山田吉太郎君） 青木議員。

17番（青木豊一君） 今お答えいただいたんですが、高速交通問題がそれほど具体的になっているのなら、例えば飯山線など既存の軌道敷など残しておく、それがやはり先ほどのテーマである21世紀は環境を大事にする地域づくりであり、また福祉や高齢者を大事にする地域づくりということですから、やはりこういうものは必要だったのではないのでしょうか。もう一つはですね、例えば人口増をそれぞれ計画されたり、それぞれの自治体で住宅団地などをおやりになるわけですけど、私たちの圏域の中で人口の取りあっこをしているのでは地域全体の発展には私はならないと思うんです。そういう点をフォロー

して行くうえでは私たちの足いわれる地域交通をですね、既存の地域交通をいかにして拡充してどうい  
う地域でもこの良さがあそこ生きていけるようなそういうことが求められていると思うわけです。  
そのことだけ申し上げまして質問といたします。

(しばらくの間の後)

お答えはいいです。

**議長(山田吉太郎君)** はい、丸山議員。

**4番(丸山惣平君)** 今青木議員の方から細かな質問があったわけですが、私はこの議案書をいただいた  
ときになかなか大きな内容で、時間をかけて読ませていただいたんですが、細かい点はこれは政策の提  
案であれば質問だということで質疑ではないので、従って私は1点だけちょっとお聞きをしたいと思  
います。この計画の最後の46ページにある広域行政の推進について、1、2、3、4、5、6、7、8項  
目ある、これと49ページの市町村合併に対する調査研究とは、これは矛盾しやしないか、これは連合そ  
のもののあり方について、この2つの問題についてお尋ねしたいわけです。もともとこの広域行政の必  
要性というのは、広域的に事業を行うほうが効率的な意味で当然であるし、そのための制度も広域連合  
など地方自治法そのものの中で決められていて、それぞれ確かに私どもから見れば改善すべきものはあ  
るにしろ一応保障されているわけです。従って連合がそれぞれの市町村議会にかけていいかどうかとい  
う論議のたびに、北信広域連合の前の組合の理事会では、一応11年12月の市議会で論議されたんです  
が、結局議会の対応やあるいは住民への対応について、今進めている連合という組織は今ある広域行政  
組合とは変わらない形で移行するんだと、あまり今までの広域組合とは変わらない形で移行するんだと、  
そういう形で発足したわけです。その結果この例規集にあるようにいくつかの問題についてきちんと書  
いてある。この例規集見たってね、決して今度出されたこの広域行政の推進の46の項目は、あるいはま  
た広域の長期計画の中にも、長期計画の8ページに、特に10ページには調査研究すると、今度のこの規  
約にもない言えば大きく前進して合併の方向を調査研究していくという一つの大きな柱が今度の基本  
構想の態度の柱ではないですか。私はこの46ページの広域行政の推進ということと、49ページの市町村  
合併ということを出すということは問題がある。結局問題はここに続いてきているのではないかと。従  
ってこういった問題については一般質問もありますので、この項はやっぱり削除して本当に広域連合が  
発足する時の精神に立って46ページぐらいの問題でやはり進めて行こうではないですか。なぜなら私は  
行政区画をどう定めるかというこの問題はやはり基本的な住民の自治権の問題だと思うんです。合併に  
よる行政区画の選択は、北信広域連合でやる問題ではないんです。それぞれの個々の自治体がどうす  
るかということを決めればいいんです。発足当初から違った方向からね国・県が指導するから、やっぱり  
合併特例債いただいて早くやったほうがいいと、こういう安易な気持ちというのは進め方として非常に  
まずいんだと思う。これはまたいずれ一般質問でもやっていきたいが、こういう考え方をここでは言っ  
てるんです。広域連合長の答弁は求めませんが、要望とすればそういった点を申し上げたい。

**議長(山田吉太郎君)** ほかにありませんか。

(発言する者なし)

**議長(山田吉太郎君)** ありませんので、次に、議案第18号、広域計画について願います。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長（山田吉太郎君） はい、丸山君。

4番（丸山惣平君） この北信広域連合広域計画は、1から11まであるんですが、このうち何点かこれは質疑です。この点についてはまた26日の一般質問でお聞きしますので、その辺を前提にしてお尋ねします。議案第18号の広域計画について1から11までですが、4ページにあるように(3)の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営についての中で、入所希望者は、養護・特養の待機者は現在何名おるのか。自宅か、あるいは老健か。2つ目は職員の資質向上を図る場面、同時に職員の健康福祉管理、待遇改善についてどう考えているのか。この2点をお願いしたいと思います。

次に6ページの(4)の老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務ですが、1つは平成12年度判定委員会で何名判定をし、何名の方が老人ホームに入所されたのか。そして現在養護に入所希望者はどのくらいおるのか。2つ目は、判定委員会の構成は予算書には報酬は1人分とありますが何人の判定委員がおられるのか。報酬のない判定委員というのはどのような方なのか。それから3つ目として判定の手続きとしてその窓口について、担当あるいはこの判定委員会の開催は何回ぐらいやられるのか。数字的なことですがお願いしたい。次に、7ページの(5)の介護認定審査会の設置及び運営に関する事務について2点お尋ねしますが、1つは平成12年のようにするに認定申請件数はどのくらいあるのか、そのうち認定外になったものは何件あるのか。認定された認定度に対する利用度の率はどのくらいの率になっているのか。非常に大事な問題でありますのでお答えいただきたい。次、2番目に、認定調査員の迅速、精度の高い調査を実施して行くための研修内容、研修を行うとありますけども、同時に圏域内の調査員の数について、市町村職員あるいは事業所別にお尋ねいたします。この認定調査員の行う調査というのは非常に大事であります。

次に(7)のごみ処理の広域化計画の策定及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関すること、このことについてお尋ねしたいわけですが、1つは施策でもうたわれているように、連合は関係市町村、一部事務組合と一体となって、必要に応じ、ようにするに平成10年に策定したごみ処理広域化計画の見直しを行うとあります。これは昨年10月の決算議会でも連合長のほうからこの29年ですかね、この時点での見直しをやるというような答弁を青木議員の質問に対してされておりましたが、それらとの関連でどうなっているのか、2つはその必要に応じこの施策では一般廃棄物処理計画それから収集計画の見直しの連絡調整を行うとありますが、具体的にできてきておりますが、そこで第1には、1つはいつごろまでに見直しを行うのか、2つは見直しを行う組織について、担当者と理事者だけであるのかどうか、住民を交えてやるのかどうか、これは重大な問題なわけですが、平成10年に策定した県主導の北信地域ごみ処理広域化計画はまったく議会住民の知らぬ間に策定された経過があります。この辺についてお聞きしたい。

それから第2に一般廃棄物処理計画といえば減量化やリサイクルといった収集計画の見直しの具体的な内容について、特にこの家電4品目への対応や粗大ごみの対応、再資源化、リサイクルの問題など相当数の問題が山積しておるのではないかと思うんです。これは住民にとって非常に大事な問題なんです。この辺のことについてお答えをお願いします。

(8)のほうは、議案第18号の広域連合広域計画についての調査研究に関することに関して、当面の施策の中でいくつかありますがね、その中で消防の広域化に関することが記載されております。そのこと

についてお尋ねします。これまで広域連合で消防の広域化・一本化について理事者、関係担当者の間でいろいろと検討されていると報告がありますが、これまでの広域一本化に向けての調査研究で、メリット、デメリットについて検討された点についてお尋ねしたいと思います。

以上何点が申し上げましたが、特にこの問題については連合長の答弁を求めるものです。必要によっては事務局の方でも結構です。

**議長（山田吉太郎君）** 広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** ご質問の件でございますが、この広域計画につきましてはまさに連合が設立されてから今後連合としてふさわしい共同の事業計画でありますので、今ご指摘の様々な事業が今後大きな課題として進んでいかなければいけないと思っております。その将来の方向の課題といたしましても、平常の施設等に関しましてそのそれぞれの取り組み状況、人数、そういったものについてはできうる範囲で後ほど事務局の方からお答えいたします。

また消防につきましては、検討課題としてこれから研究するということが連合の課題となっておりますが、とりあえず第一次的には岳南、岳北のそれぞれの消防体制についての特長についていろいろとすりあわせをしてみたわけですが、いくつか体系が違ったりしておりますのでそういった問題をどのようにクリアしながら具体化していくかという点がまだまだ残っておりまして、これはいずれにしても基本的にはコンパスの範囲で消防の一体化をするというのが基本になりますから、事務的な合理化の点が消防の一体化の大きな目玉になるかと思っております。もう一つは広い範囲で支える消防の設備の問題について大きい機械ですとそれだけ能力のある機械装置が持てるということもありますので、そういった点を話題にしておりますがそれぞれ消防署のほうでさらに具体的な問題点等を拾い出して検討をしているところであります。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 広域連合長の答弁に補足してご説明いたします。まず、特別養護老人ホームの待機者数でございますが、昨日、平成13年2月21日の調査でありまして、総数が172でございます。それで自宅待機者がそのうち65であります。それ以外の方は入院したり老健施設に入っておられたりする方です。それから、介護にあたる職員の健康保持はどうかということでございますが、予算に職員の健康診断の関係で計上をしております。内容につきましては定期検診等でございますが、それから本年度は新たに心の健康につきましても計上しております。

それから老人ホームの判定の関係であります。まず予算には1人分しかないということでございますが、ご指摘のとおりでありまして、5人が公務員であります。保健所長さん、それから2つの市の福祉事務所の職員、それから町村を代表した福祉の職員、それから施設長ということで、全員で6名でございますが、それからもう一方が医師会の代表の方でございますが、その方は公務員ではないので報酬をお支払いしております。入所判定委員会でございますが、平成12年度は4月と10月の2回開催をしまして、4月については現在ちょっと数が分かりませんが、それから10月は5名です。それに伴う待機者でございますけれども、これはただ今申し上げた判定委員会に入所要となった方ですが、16人というふうに承知しております。在宅で13人待機、後は入院等でございます。

それから認定調査員の関係でございますが、制度発足前に3回実施をしております。制度発足後でござ

いますが、3回開催をいたしまして2月中にもう1回開催をする予定になっております。

それから認定審査に関するものでございます。2月20日までの調査件数でございます。全部で4,113件でございます。そのうち要介護・要支援ではない自立だと判定をなされた方の数は75であります。それから要介護・要支援と判定を受けた人がどの程度利用されているかということですが、当連合では分かりかねます。保険者である各自治体のデータでお願いをしたいと思います。実態をつかんでおられません。

それから消防の関係でございますが、どのような検討をされたかということですが、一番古くは平成4年から検討が始まっております。平成12年からありますが、12年の7月に本広域連合の正副広域連合長会議で広域化の研究をするということでまた広域連合がスタートしてからの検討を開始されまして、9月20日に第1回の会議を開き、以後先進地の視察を含め6回の会議を開き検討を行っております。

それからごみの関係でございます。こちらにつきましては現在ごみ処理広域化推進協議会という組織がございまして、各市町村等と連絡をとりながら必要に応じて会議を開くという状況でございます。平成14年の3月までには県の方で計画を作ることになっておりますので、それに併せまして各市町村がそれぞれの計画の見直しをするということになっております。それを持ち寄りまして、先ほど申し上げました協議会の中で広域連合全体としての計画を見直して行くという手はずになっております。以上であります。

議長（山田吉太郎君） ほかにありませんか。

（「ちょっとお願いします」という声あり。）

議長（山田吉太郎君） はい、丸山議員。

4番（丸山惣平君） 広域化協議会で平成何年までにまとめるんでしたっけ。

事務局次長（月岡保男君） 平成14年の3月であります。

4番（丸山惣平君） これは、ダイオキシン対策の問題ですね。

続けますけど、私、どういう検討をされているのかということについて、事務局の方からは体系が違っているので大変だとか、基本的なコンパスの範囲でとか、あるいは広い範囲を支えて施設を充実できるとか、さらに問題点を拾い出して検討するとこういうふうな、実際にはメリット、デメリットというものを出ていないというふうに理解してよいんですね。これはまた後で一般質問で。

先ほど次長のほうから、要するに本連合では分からないと言われた、各町村でなければ分からないと言われたが、少なくとも連合の事務局に2人の職員が介護を担当しており、それぞれの町村へ電話一本かければ、ファックスを送ればトータルが集まるわけですね。認定をやる以上その認定をしたのがどういう結果になったかというぐらいの事務的な処理ぐらいはね、これ連合長どうですか。そういう点が分からないまま認定審査会を連合として担当するということは手落ちではないか。その点について、連合長の見解を。

議長（山田吉太郎君） 広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 全くそうだと思います。目が届かなかったことのひとつだと思います。

議長（山田吉太郎君） 事務局次長。

事務局次長（月岡保男君） 答弁もれがありました。認定調査員の関係ですが、何人かということですが、

113人であります。

(しばらくの間の後)追加してご説明いたします。ただ今の113人につきましては地方自治体の職員及び社会福祉協議会等の職員でありまして、この他に認定調査員で民間の方がいらっしゃいますがそれらの数につきましては、現在のところ把握しておりません。以上であります。

**4番(丸山惣平君)** それでは、利用度の状況と、調査員の113名の問題と、自宅待機者の養護、特養別に7市町村別にあたってもらって、最終日の26日までに数字で示していただきたい。

**事務局次長(月岡保男君)** 分かりました。

**議長(山田吉太郎君)** ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

**議長(山田吉太郎君)** はい、青木議員。

**17番(青木豊一君)** 若干お伺いしたいんですけども、最初に5ページの、先ほど丸山議員も触れられたんですが別の角度からお聞きしたいんですけど、特別養護老人ホームの中の施設利用者により良い介護を提供するため云々と言われていて、ここでは機能回復と職員の研修について述べられているわけですが、先ほど予算案の中でも臨時職員が施設の基準を満たす上で避けがたいものとしておられるわけがあります。そういう点でこの臨時職員を軽減するというのと、最低限避けがたく臨時職員を採用する場合に、基本的には残業以外同一の仕事をしていると思うんでその辺についてどのようにお考えか、現状と計画との関わり合いについてお伺いしたいと思います。

それから予算書ではですね、予防で肝炎については出ているんですが、本連合の中でも疥癬の患者がだいぶ増えていますが、これは予防に含まれているのかお伺いします。

それから、8ページの(6)の職員の共同研修及び人事交流の問題についてであります。連合もそうですけども、当然やられてはおられるんですが、こういうものの促進をうたわれているんですが、例えばこの連合への派遣もそうですが職員の研修あるいは派遣等の場合に本人の意思や組合の意思がどの程度尊重されておられるのか、また今後どのようにお考えになるのかお伺いしたいと思います。

それから(8)の工の消防の広域化に関する事なんですけど、それではなくて広域化前にやるべきこととして例えば消防の救助範囲というのは基本的には決まっているわけですね、例えばこの広域圏には千曲川があって水死事故なども避けがたくあるし、これは同一に救助活動をすれば人命を救助するという事も決して不可能ではないと思います。しかし消防の守備範囲が決められているがために一斉に救助活動をするということは不可能なんですけども、私はやはり広域化以前にそういう対応が考えられるべきだと思うんです。この点についてどうお考えになっておられるか。

それから詳しいことは丸山議員が質問されますから触れませんが、確認だけしておきたいんですけど、同じところの最後のキの部分に、カまでの以外に連合長が必要と認める事項に関する事についても調査することになっています。この中に町村合併が現時点で含まれているかどうかそれが確認しておきたいと思います。以上です。

**議長(山田吉太郎君)** 事務局次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 最初の質問でございますが、まず養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの関係ですけども5ページの2の特別養護老人ホームの2番目の丸の関係だと思いますが、特に具体的に

は改善の要望等について現在のところございません。当然より良い介護を提供するためにということで日常的なところで対応を現在しております。本年度起きました内容等も教訓にしてやっていくということもこの中に含まれているということでご理解をいただきたいと思います。

**議長（山田吉太郎君）** 広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 人事交流の件につきましては、広域でありますので各市町村からの交流ということになりますので、各自治体の人事の一環でもございますので、本人に話をして例えば強制的に本人の意思に反してまで行うということとはしておりません。

それから消防に関しましては、事件によっては協定があって一緒にやっていますよね、その協定に基づいて事態によっては共同で動いています。それから例えば合併の問題でございますが、ここで始めから組まれているという問題ではないと思うんです。今研究がそれぞれの機関、部署で始まっておりますが、これはそれぞれ決めておりますことで、そんなことが市民一体の議論の中でいろいろな声も出てくると思いますので、その時点時点で必要なときには必要と認めて組み立てをしていきたいと思っておりますので、現時点ではこんな状況でありないということです。

**議長（山田吉太郎君）** ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

**議長（山田吉太郎君）** はい、青木議員。

**17番（青木豊一君）** 最初に特別養護老人ホームについてですが、職員の資質あるいは介護技術の向上を図るということですが、先ほど予算の中での答弁のように避けがたく臨時職員がこの広域連合の施設の中にいるわけですね。だからこの計画として職員の資質や技術の向上を図られる上でこの臨時職員を解消して行くという方向がよりベターだと私は思うんですよ。皆さんも共通する認識だと思うんです。そういう方向で進まれるのか、先ほど質問でないということでお答えがなかったと思うんですが、この避けがたく臨時職員を採用される場合には、現状の介護職員は6,500円ですか、こういう状態でここで職員の資質や技術の向上と言われても、これは避けがたい差は最初から出ていて最後まで続いてしまうと思うんです。ここのところをいわゆる臨時職員の待遇を賃金を含めて改善をされてよりそういう方向に行かれるのか、それとも正職員によってこれをカバーされて行こうとされるのか、基本方向としてこの資質や技術というのはいったい何なのか、そのどちらを選択されるかあるいはそれを統一してやられていくのか、その場合に現状の正職員と臨時職員との間にはあまりにもやはり賃金の格差、いわゆる賃金と給与の格差になるわけですが、これをそのまま進めていったのではこれはただの文言に終わってしまいます。ここをどうお考えになるのかお伺いしたいと思います。

それから、時代の波ということなんですが、そういう意味で疥癬の予防についての考えについてもう一度お伺いしたいと思います。

それから(6)の職員の問題について確認したいんですが、例えば人事交流にあたってはいわゆる本人が家族の都合とか何らかの都合で異議を申し立てれば、それを越えて研修に参加させるというこということは今までもやってこなかったし、今後もやらないと、まあ今まではどうかとしても少なくともこの計画の中ではやらないということを確認していいのかどうかお伺いしたい。

それと消防の広域の問題ですね、協定があるということなんですが、現実にはですね例えばそういう

事例があったときに中野市消防団が岳北消防団にですか、直ぐに要請したときに、一斉に救助活動が現状ではできないと思うんですよ。私がお願いしたら区域が違うからだめだと言って、それから日が経ってから共同でやっていただくことになったんですけどね、だから例えばいわゆる本日の社会情勢が反映して一斉救助を求められたときに、たとえば中野市にその事例があったときに、場合によっては直ぐに飯山市などにも一斉に救助をお願いする場合にそれが可能なかどうか、可能であればぜひそれを現実にやって欲しいし、そうでなかったらそういう体制を広域化以上に緊急にお願いをしたいと思います。

**議長（山田吉太郎君）** 広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 臨時職員それから資質の問題ですが、完璧なお答えがなかなか難しいんですが、基本的にはより臨時の不安定な部分を少なくするという方向にしたいと思いますし、同時にそういった体制の中に資質の高い専門的な知識を持った職員を増やして行く方向に進むであろうと、ただやはり経営をして行く上での経費の問題もありまして、全て一緒くたに理想の体制を作っていくというのは難しいと思いますので、その方向に向けながらやって行くのが現在必要なことだろうと思います。

消防の関係につきましては、基本的には共同でやれるという形がありますが、おそらくケース・バイ・ケースもあろうかと思えます。災害によりましていろいろな大きな災害が発生するような問題もありますので、水難事故的なものもありますし、いろいろなケースがあろうかと思えますので、一概に決定していくこともなかなか難しいものと思えます。

**議長（山田吉太郎君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** ただ今の質疑の中で、疥癬の関係ではありますが、ご承知のとおり平成12年度に発生いたしました。この計画の中におきましては議員さんのご指摘のあった場所に対応しているということになります。そればかりではございませんで、私ども施設の利用者の皆さんの健康保持については、施設の衛生面、医療施設の改善等々を図りまして、日常的に努力をしていくという方向を盛り込んだ形でこの表現になっているということをご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

**17番（青木豊一君）** いわゆる共同研修の職員の問題。(6)のやつですよ。共同研修される場合に、そういうことは本人の事情があれば認めていただけるかどうかということです。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** まだそういう事例がないので、事例がないということですからはっきりここでこうだと言うことはないと思いますが、やはり本人がその仕事に携わっていてある程度の無理ができるときには、それを受け入れてもらうべきだと思いますし、好みでこれを受け入れられませんというのでは仕事にならないだろうと思います。ですから全然次元が違いますが、地域が合併したりして一つの地域になったりすれば、いろんな点でその広い範囲で人が往ったり来たりすることも出てくるわけで、同じような次元でやはりあろうかと思えますので、それが故意にわざわざとでも行けない状況にある人を研修に無理して出させようということについては一定の条件を外れていると思えますので、それもするんだということまですることはできないと思えます。

**議長（山田吉太郎君）** ほかにありませんか。

（発言する者なし）

**議長（山田吉太郎君）** ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

議長（山田吉太郎君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

---

（散　会）

（午後　3時46分）

平成13年2月26日(月) 午前10時開議

---

議事日程(第2号)

- 1 一般質問
- 2 討論、採決
- 3 閉会

---

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

---

出席議員 次のとおり(22名)

1番 駒原克己君	13番 上村力君
2番 芋川武一君	14番 小林洋之君
3番 山崎治茂君	15番 黒鳥正人君
4番 佐藤富治郎君	16番 小林貫一君
5番 斎藤富義君	17番 松野忠男君
6番 荻原勉君	18番 内田克己君
7番 山上政彦君	19番 福原孝平君
8番 高橋利一君	20番 滝沢忠君
9番 藤巻泰雄君	21番 宮沢高好君
10番 青木豊一君	22番 湯本一君
11番 山田吉太郎君	23番 丸山惣平君

欠席議員 次のとおり(1名)

12番 齊藤 瞭君

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長 松島輝男	保険福祉係長 河野雅男
事務局次長補佐 小林久勝	主 査 湯本与志一

---

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長 綿貫隆夫君	幹事 竹節義孝君
副広域連合長 小山邦武君	幹事 芳川憲夫君
副広域連合長 中山茂樹君	幹事 南雲一徳君
副広域連合長 柳澤萬壽雄君	幹事 宮本昭雄君
副広域連合長 久保田哲夫君	幹事 窪田清一君
副広域連合長 清野眞木生君	事務局次長 月岡保男君
副広域連合長 高橋彦芳君	望岳荘施設長 小林美弥子君

助 役	村 木 照 忠 君	高社寮施設長	阿 部 東 治 郎 君
収 入 役	佐 藤 善 郎 君	千曲荘施設長	鈴 木 弘 志 君
監 査 委 員	岡 本 勝 君	いで湯の里施設長	中 山 敏 君
幹 事	須 原 和 彦 君	菜の花苑施設長	島 田 博 文 君
幹 事	石 沢 雄 司 君		

(開 議) (午前10時 3分)

(開会に先立ち、事務局長松島輝男君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(山田吉太郎君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

## 1 一般質問

平成13年第1回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	長野電鉄木島線問題について	17	青木 豊一君	広域連合長
	豊田村産廃施設の変更計画について			
	介護保険の改善充実について			
2	介護職員定数基準の見直しと必要な職員増の検討を	4	丸山 惣平君	広域連合長
	消防の広域化に関する調査研究は住民の目線で			
	「ゴミ処理広域化計画」の見直しについて			

議長(山田吉太郎君) 日程1、これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配布いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、長野電鉄木島線問題について、豊田村産廃施設の変更計画について、介護保険の改善充実について、17番、青木豊一君。

(17番 青木豊一君登壇)

17番(青木豊一君) 青木でございます。限られた時間ですので、簡潔にお伺いいたします。答弁は真摯にお答えいただきたいと思います。

最初に、長野電鉄木島線の問題についてであります。関係市町村や区長会、住民の努力、ご協力で管

内7万人の切実な願いが集まり、首長などの努力を評価し、存続への期待を強めました。ところがその4か月後に廃止やむなしとの判断で、今木島線が存亡の危機に直面しています。こうした現状を踏まえ、こういう中で通院の高齢者、また障害者、学校関係者や通勤者の不安の声を真摯に受け止め、以下6点について伺います。1点は、木島線存続断念の理由についてであります。2点は、長野電鉄路線毎の赤字額について。3点は、県から連絡調整会議の折、木島線対策協議会に対案を求められました。どのような対案を検討されたか。4点は、今日でも存続を求める声が根強く、廃止への不安が強いものがあります。“廃止ありき”でなく、長電による経営の改善、関係自治体の住民による利用増進、県及び国の財政支援等、存続の方向についても再検討すべきではないか。5点は、赤字を理由としたバス代替は、人口減少地域での生活を脅かし、さらに将来バス廃止の十字架を背負うことになり、なによりも高齢者や障害者、学生にとって重大な死活問題となります。6点は、木島線の存続こそ、少子・高齢化社会及び環境にやさしい、北信広域の祖先が残した自然と文化伝統を育み、21世紀に留めるべく誇りを持って推し進めるべき共同の価値ある財産ではないでしょうか。

2つ目の問題です。豊田村地籍の産業廃棄物施設の変更計画についてであります。1点は、飯山陸送産廃施設計画変更の内容はどのようなものか詳細にお答え願います。2点は、計画では感染性廃棄物処理が新たに加わると聞いています。処理日量及び最終処分場について。3点は、風光明媚の千曲川を利用するカヌー愛好者が増えています。その千曲川付近が今でも“産廃銀座”と化しているのに、さらに大規模な産業廃棄物を取り扱う施設が増設されれば、すばらしい自然と景観、その情景をうたった豊田村出身の高野辰之氏の「うさぎ追いしかの山、小鮎釣りしかの川」がいわれ、さらに水道水源にも重大な影響を与える恐れがあります。これまでの経過と今後の対応について伺います。4点目は、建設廃材など産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの具体化で、これ以上の施設の増設ではなく縮小化に進み、自然と景観を生かし地域住民はもちろん全国民から喜ばれる郷土作りこそ私どもの責任ではないでしょうか。

3つ目の問題です。介護保険の改善充実についてです。1点は、介護サービス機関の拡充のため、特別養護老人ホームの新設及び基盤が著しく低い療養型病床群看護施設の増設を地域医療機関等と連携で増設すべきではないでしょうか。2点目は、特別養護老人ホームなどから生活困窮者への利用負担軽減の拡大を図るべきではないでしょうか。3点は、介護保険の連合内の到達点、基盤整備はどのようなのか、以上です。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 青木議員のご質問に逐一お答えします。まず、長野電鉄木島線存続断念の理由は何かということにつきましてお答えします。7市町村で組織する「長野電鉄木島線対策協議会」では、これまで木島線存続に向けて取り組んでまいりましたが、次のような理由から廃止やむなしと判断せざるを得なかったわけであります。まず第1点目は、財政支援は行わないとする県の回答、それから長野電鉄の経営状況を考えると、このまま存続運動を続けても、展望が開ける見通しがいいことという判断です。次に、県の支援が受けられない以上、存続をさせるために対策協議会として6千万円を超える財政支援は困難であるという点です。

また長野電鉄関連の路線毎の営業赤字はどのような状態かというご質問ですが、平成11年度の鉄道

路線別の営業損益は全体としていずれも赤字でございますが、木島線は1億4,771万円、山ノ内線が1億8,999万円、長野線が5億1,906万円、屋代線が2億7,614万円となっております。

それから、県は対案を求めたが、対案をどう検討したか、内容及び方法でございますが、昨年11月20日に、県に存続等の要望書を提出した際、知事は「中・長期的な視点で沿線地域の公共交通確保について考えたらどうか」と、存続以外の方法についても検討を求めました。鉄道敷を買い取り運行することは、11年度の営業計数から見た場合及び施設整備等の経費を計算した場合、困難であると判断せざるを得ません。このため、鉄道以外の公共交通機関としては、バスへの転換が考えられます。参考まででございますが、経営の係数といたしましては、経営だけで見ますと100円の収入を得るのに対する経営経費が251円という状況でございます。それから施設整備費を含めて考えますと100円の収入を得るの対しまして全ての施設経費を含めまして340円というふうになります。

それから、“廃止ありき”でなく、経営の改善、利用増、県・国の財政支援、こういった点は考えられないのかということでございますが、長野電鉄では、木島線存続のため、列車のワンマン化、無人駅化、ダイヤの見直しによる乗務員の削減など、繰り返し合理化を進めてまいりました。しかし、昭和42年の231万9千人をピークにしまして利用者の減少が続いております。平成11年には48万6千人まで減少し、累積赤字額が増加してきております。利用増に対する取り組みとしましては、これまで、市町村ごとに回数券購入運動など利用促進に努めてまいりました。長野電鉄でも、2年参りの臨時列車運行、記念切符の発行など利用促進・収入増に努めております。県知事は、12月県議会の答弁で「鉄道路線の維持、存続を目的とした財政支援制度の創設は行わない。補助制度の創設について国に要請することは、鉄道事業法の改正の趣旨から差し控えたい」と答えており、県が支援しない方針である以上、国の支援も困難であります。

バス代替の方向は、将来バス自体も廃止の危険がある。どう考えるかということですが、鉄道・バスなど地域の公共交通機関は、子どもや高齢者などいわゆる交通弱者にとっては、通学・通院など日常生活上欠かすことのできない交通手段であります。県では、代替交通については支障が生じないように、真剣に取り組むとしております。また、長野電鉄におきましても、代替輸送については、現状を下回らない方策を考えていると答えております。今後は、利用者に配慮した運行ダイヤ、乗り残し防止策、低額な運賃の設定などを求め、利用者の減少を食い止め、バス輸送の維持を強く要望してまいりたいと思っております。

軌道式の存続こそ、少子・高齢化社会及び環境にやさしい、将来的に対応できる方向ではないかということですが、運行の定時性、環境に対する影響など、鉄道の利点は認識しております。都市部など多くの利用者が見込める地域では、有効な公共交通機関と考えるますが、沿線住民が少なく輸送密度の低い路線では、運行のコスト面から見て、必ずしも最善の輸送手段とは考えない、という意見もあります。路線バスにおいても、少子・高齢社会に対応した車両の導入について要望してまいりたいと考えます。

次に、豊田村産廃施設の変更計画についての問題でありますが、まず、計画変更の内容はどのようなものかというご質問ですが、飯山陸送株式会社が、豊田村の裕地籍で運営する廃棄物焼却施設を、平成14年12月からのダイオキシン類排出基準に適合させるため、施設を全面改修し、併せて、処理する産業廃棄物の種類に、医療機関等から排出される感染性廃棄物を追加する計画であると聞いています。新施設

の内容は、廃棄物を800度以上で完全燃焼できるよう、新たに2次焼却炉、冷却設備、バグフィルタなどを設け、ダイオキシン類の排出を基準以下に抑える計画であります。なお、隣接する最終処分場には、圏域内のごみ焼却施設の焼却灰及び家庭から出される陶器類等の一般廃棄物が埋め立てられております。

感染性廃棄物処理が新規に加わるが、処理予定量、最終処分地についてはどうかですが、感染性廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、特別管理廃棄物に指定された、医療機関等から排出される、血液、血液等が付着した注射針、メス、試験管、手術用手袋、汚染物が付着した廃プラスチック類等のことを言います。感染性廃棄物の処理については、厚生労働省が定める、感染性廃棄物処理マニュアルに基づき行われています。医療機関等から排出される感染性廃棄物を追加するとの計画であるが、新施設は800度以上の高温で焼却する等、感染性廃棄物処理マニュアルにより処分されることとなります。改修後の総処理予定量は、1日当たり27.2トンであり、現在の処理量と変更はありません。焼却後の最終処分地は、施設内の処分場に埋め立てられる計画と聞いています。

“産廃銀座”が拡大し、水源にも重大な影響を与える恐れがあり、今後の対応についてどうかということですが、今回の変更計画は、既存施設を改修し、ダイオキシン類の排出ガスを基準以下に抑えるものであり、既存の水処理施設で対応するものとなっております。厚生労働省が定める環境基準が守られるよう、大気だけでなく、水質及び土壌の各環境基準についても、県において指導が行われております。

建設廃棄物の適正処理・リサイクルの具体化をということですが、政府が平成11年9月に設定しました「廃棄物の減量化の目標量」では、平成22年度を目標年度とし、産業廃棄物の排出量の増加を13%に抑制し、また、再生利用量を42%から48%に増加させ、最終処分量を半分に削減することとされております。建設廃棄物についても、積極的な再生利用を進めることとし、コンクリート・アスファルト廃材については、路盤材、再生アスファルト等として、ガラスくずについては、ガラスカレットとして舗装の路盤材に、また、木くずについては、製紙原料、ボード等に活用されるよう推進されております。県では、本年2月に改定されました県環境基本計画において、廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルの推進について規定をしております。また、平成13年度に策定予定の県廃棄物処理計画において、産業廃棄物減量化の数値目標を定め、事業者、処理業者に対して助言・指導を推進することとしております。

次に、介護保険の改善充実に関するご質問ですが、特別養護老人ホームの新増設及び療養型病床群の対応についてはどうかということですが、現在、豊田村に建設中の特別養護老人ホームは、4月開所に向けて順調に工事が進められております。また、木島平村の望岳荘についても本年10月末完成に向け、概ね順調に進んでおります。利用率の低迷が続いたショートステイにつきましては、去る2月1日より県の承認を得て「いで湯の里」と「菜の花苑」のそれぞれ10床、併せて20床を特養ベッドへの転換を行い、施設新設とあわせて管内における特別養護老人ホームの利用定員は現在の350床から420床となります。介護型の療養型病床群は、長期療養患者であって、常時医学的な管理が必要な要介護の高齢者を対象とする施設であり、施設整備については、病院及び診療所が設置できることになっており、現在、管内では診療所1か所で17床が整備済であります。

低所得者の利用料の負担軽減について...社会福祉法人が認めたショートステイなど4つのサービス事業に関してありますが、低所得者のうちでも、特に生計が困難な者の利用者負担の減免を実施しており、新規入所者については利用料、食費及び日常生活費が対象となり、旧措置入所者については日常生活費のみが対象となります。平成12年4月から12月までの特養利用者のうち対象者は11名、ショートステイ利用者のうち対象者は3名で減免総額は29万2,816円となっております。

介護保険の連合内の到達、特に基盤整備の掌握・将来展望についてであります。介護保険対象サービス基盤の整備につきましては、平成12年に県が策定しました「長野県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画」で定めており、施設サービス整備目標のうち、当広域連合の処理事務である特別養護老人ホームの設置については、平成16年度目標を達成できる見込みで、老健施設については、医療法人が飯山市に100床規模のものを設置したいとの情報を得ています。なお、介護療養型医療施設につきましては、医療型との兼ね合いもあり、現在は17床にとどまっております。居宅サービス整備目標にある、ホームヘルパー、通所介護、訪問看護ステーション等の職員数及び施設の整備については、目標に向けての各々の市町村で対応しているものであります。将来展望につきましては、人口が平成22年をピークに減少傾向となり、高齢化率が益々高くなる見通しの中、現行の老人福祉計画が3年後に見直されることになっており、現在実施している介護保険の実態を踏まえながら、基盤整備計画を策定する必要があると考えています。

**議長（山田吉太郎君）** 青木豊一君、再質問ありますか。

（「はい」と言う声あり。）

**議長（山田吉太郎君）** はい、青木豊一君。

**17番（青木豊一君）** お伺いしたいと思うんですけども、今木島線の問題につきましてお伺いしたわけですけども、これまでも機会あるごとに指摘していたわけですけども、回答のプロセスになったのは結局、会社の資料と机上の結論がこういう方向を作り出したということなんです。問題はですね、私たち自治体に働く者の一番の問題は、主権者である住民がいったいどういう声を発声しているか、その声に私たちがどれだけきちっと答えているか、そしてそこに真剣にやはり正面から取り組んでいるか、ここが基本だと思うんです。ところがここが欠落しているというところにね、先ほど指摘しましたように、行政庁は廃止を決めた、しかし住民の皆さんはいったいどうかといえば、先日も私たち、この19日ですけども、改めて木島線を利用されている人を含めてですね、改めて私たちは調査を目的に、廃止という方向が出たにもかかわらず、いったい利用者の皆さんはどうお考えになっているのかと、この現状をつぶさに朝8時4分の木島線からずっと乗りながら関係する施設を訪問して意見を聞いたんです。ところが関係する施設です、行政サイドから実は廃止をされていくなれば皆さん方のほうでこういうことになった時にどういうふうにその現場はなるのかどうか、こういうことを行政から聞いたその施設はただの一つもない。不安におのきなながら、ひたすらマスコミの活字を追って自分たちの不安をどんどん拡大させているというのが実態じゃないですか。それで例えば11月の月末に中野市でいわゆる阻止するとか反対するとかじゃなくて、木島線を考える集いというのがありまして、100数十人の皆さんがお集まりになりました。さらに地区労連が関係する駅でアンケートはがきを配って、そのアンケート103人のアンケート結果も連合長であり対策協議会長の綿貫市長に届いているんですよ。これを見たときに、い

ったい廃止という結論を、わずか4か月という期間の中で出せるかという、ここが私は問題なんです。例えば養護学校に行ってみたら、電車通学は単なる通学のための交通手段ではありません。知的障害者の皆さんが実際に学校を卒業したときに、社会に参加して自信を持って社会に参加して行くためには、先ずその足を確保する、足は結局交通手段だと、それを電車通学を通じてそのお子さん方の実態に即して教育をしてきた、まさに通学というものは授業の一環なんですよ、それすら皆さん方は奪おうとしているじゃないですか。あるいは中学でも高校でもそうですよ、この10月に電車の時間が始発が変えられてしまった、始業時間を5分遅らせなければならぬという現状が学校現場で起きているじゃないですか。バスになったらいつ到着するか分からない状態の中で、その子どもさん方が勉学をしなければならぬ。あるいは今高校受験を前にして、須坂の高校に行こうとしたある岳北の中学生がね、廃止という方向を決めて断念せざるを得ないという。これが皆さん方が責任を負うべき自治体の中で起きている問題なんですよ。このことに対して、痛みを感じておられないのかどうか。また高齢者の皆さんは何て言っているかという、こう言っておられます。「独り暮らしなので買い物や習い事など生きがいにしています。廃止と聞けばお先は真っ暗闇の感じ。北病に行くのもどうしたらよいか。私の足は木島線。どんな乗り物より身を動かせる木島線。」これが80歳の女性の意見なんです。また40歳代の通勤の女性はですね「廃止された場合、退社も考えられます。」と言っている。いわゆる養護学校の意見もあります。時間がありませんので、紹介しません。こういう現状にいったいどれだけ調査をしたり意見を聞いてそういう結論を出されたのかどうか。こういうことだからこそ、私は長野電鉄の木島線の赤字を聞きたいんじゃないんです。例えば会社側は赤字だと言うけども、一番多い赤字は長野・信州中野線なんです。先ほどのお答えのように。その次が屋代線なんです。木島線は最も赤字路線ではないじゃないですか。こういう状況の中で木島線が今存亡の危機に立ち、もう多くの人たちが湯田中線だってもういつ無くなるか分からない、しかもですよ長野電鉄は科野まで行っていたバス路線を、電車があるから並行路線は止めますと止めたのは6月30日、長野電鉄の廃止通告を正式にしたのは7月ですよ、こういう会社側のひどい態度に対して、なぜ住民をバックアップにし7万人の署名を背にしてこれを真剣に行政庁として首長が取り組まなかったのかどうか、この点について改めてお伺いしたいと思うんです。またですね、バスになったらどうなるか、例えば中野市の下水道計画をご覧ください。科野地域は平成14年度にあの県道部分のいわゆる管渠を入れようというんですよ。そしてその次が倭ですよ。一体バスがどこを通れというんですか。住民の足がどう守れるというんですか。そのほかいくつかあります。こういう問題さらに大型車を皆さんは1台でやられたけども、たとえば現状の皆さん方が乗るとすれば、7時11分については約3台大型車、8時4分は3台から4台必要です。それで一体、本当に責任を持って乗客をお届けすることができるかどうか。これは利用者のみならず交流が減ってしまうわけですから、地域の活性化にも重大な支障を引き起こすことは間違いありません。こういうことをあなた方が敢えて結論付けられた、そして参加者の意見の中にも、いわゆる絶対何が何でも赤字でも止めちゃいけないというんじゃないんですよ。行政も会社側も実態を私たちに知らせて欲しい。そしてみんなで話し合った結果としてどういう方向かということ結論付けて欲しいということこの報告書を通じて市長は十分承知しているんですよ。まだ中野市内の高校がアンケートをとってもどういう結論が出ているかといひますと、木島線の存続という人が圧倒的なんです。そういう事実に基づいた足元に根を張って行政活動

をしていただかないと、皆さんは、ローカルやタイムスを見ると、角間ダムに待ったがかかったということについて、責任ある人はですね「独裁とも言える」といった不満を出したといってるんです。これだけの意見を皆さん方が聞かないで、こういう結論を出したことこそむしろこの言葉をお贈りしたいというのが実態じゃないですか。そしてきょうの信毎を見れば、田中知事の支持率は80数%じゃないですか。皆さんから独裁だと言われたとしても、ここに主権者である住民の意見というものが21世紀こそ生かさなければならない実態があると思うんです。この点について改めてお伺いしたいと思うんです。そして、いろいろお答えがありましたけど、皆さんは会社側が合理化をしたことを評価されていますが、利用者の人たちはもっと乗りやすい方向でやってもらえば乗りたいと、こう言うておられるんですよ。ここをもっとやられるべきではないですか。そういう点で私は申し上げたいんです。いずれにいたしましても、今後の方向として、先ず現状では公聴会を開いて、住民の意見を賛成も反対も含めて大いに聞いて欲しい。これが1点。利用者増のためにもっと利用者の意見をもっと真剣に聞くべきだ。3点は、県は補助金を出さないなら損失保証金をしなの鉄道に17億円も来年度ちゃんと出すじゃないですか。この地域も補助金でなくて損失保証金を出してもらえばいいんですよ。こういうことをぜひお願いしたいですよ。さらに、長電にはぜひ廃止申請については先送りすることを求めたいと思います。

時間がもう来ているようですから、次に進みます。あと介護保険の問題についてだけお聞きします。介護保険の問題について、市長は十分計画より上回っていると言われましたが、実態はどうなっているかということ、172人の待機者のうちおよそ60人が豊田村に入所できるんです。112人まだ残っているんです。それで皆さん方は在宅、在宅と言っていますが、在宅は確かに38.7%おいでですが、中野市のこの2年間の施設に入った人たち、特養に入った人たちは在宅の人たちは5.4%しかいないんですよ。あと残りは何らかの施設にいる人たちが特別養護老人ホームに入っているんですよ。こういう現状もやはり知っていただきたい。私はですね、やはり栄村に新しく老人ホームを作って、そしてこういう現場の実態、住民の実態を一刻も早く、計算の上で、つまりオーバーしているか否かではなくて、そこをぜひやっていただきたい。

もう一点はですね、いわゆる職員の問題についてお伺いしたいと思います。質疑でもお伺いしましたけど、老人ホームの職員がですね調べてみますと結局基準に対して、これは看護の人たちを含めてですよ、基準に対して19名少ないんです。この19名というのは非常勤のうちの何割を占めるかということと45%なんです。まさにいわゆる非常勤の人たちがなかったらこの基準すら果たせないというのが実態じゃないですか。それなのに実際の賃金はどうかということ1日6,500円、例えば初任給でいうと約160万円もらえるんです。ところがいわゆる臨時の人たちは234万円ほどにしかないんです。こういうふうな現状からしても、臨時の職員の待遇をきちっと変えていくということを改めてお伺いしたいと思います。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 青木議員の再度のご質問にお答えいたします。長野電鉄木島線の問題につきましては、青木議員がご主張されますように、現在利用されている皆さんにとりましてはこれが廃止されるということは大変不便で、そしてまた代替のバス利用になりますとその運行が十分に生かされるかどうかという不安があるという点では、十分に地域住民の皆さんの気持ちは我々も理解できるところでございます。ただ、大きな視点で見ていただければならないという点も重要な問題だろうと思います。

つまり、ここ近年の長い間に皆それぞれマイカーを利用するようになり、そのために鉄道利用者が数字の上でも明らかなように減少をしているわけでございます。従いまして、電鉄の経営の内部状況につきましてはいろいろな評価の仕方はあるかと思いますが、経営をしている電鉄そのものがとても維持できないと意思決定をされました。ここは廃線すると言われたことに対して、公共性の問題はありますが存続をせよとだけ言っていて存続できるものではないというふうに思います。従いまして、国の法律もそのような対応に時代をみて変わったんだらうと思います。現在ご利用されている方が、対象になる人口で600何十人であろうかと思いますが、それに対しまして施設も含めた赤字分が約2億円、1人当たりにしすと30万円ほどの赤字を作りながら600何十人の方の足を何とか守ろうという課題になります。そうしますとやはり適正な赤字補填をすることを全部公共のお金でやろうということになりますと、公費を利用する問題とそれによって不便さ、不安さを満たされる人々の人数との比率を考えたときに、やはりそこには合理性を求めるのが一面からは行政の責任であらうというふうに思います。従って気持ちの上では良く分かるんですが財政その他のいろいろな将来性を考えましてこういう結論に達せざるを得ないというのが今までの経過でございます。従いまして経営の問題など、大いに一般住民の皆さんと議論をするとしましても、これは一私企業の経営内容について、みんなが外から議論するという問題になります。従いましてその結論が赤字ではないじゃないかと、公共性も考えろとかそういった意見が出ることはもちろんですが、その電鉄の経営についてこうやればプラスになるよまでは責任を持って言える話ではないだらうと思います。そしていろいろな提案をいただきましたが、現在瀕死の状態にある電鉄のその部門でございますが、これは長期間かけてそういうふうな改善を図れる可能性もありますが、現在の状況と待ったなしの状態というものも十分に考慮しなければならないわけです。長い間、元気になるまでの間、一切公共が負担をしてそれを取り戻して行く、それが決してアイデアとしてはやはり採用できないものであらうというふうに思います。従いまして、やはり私ども対策協議会として何としても力を入れたいのは、今後のバス路線におきまして北信州交通網の管理というものを十分視野に入れた現在の電鉄代替バス路線の確立そして電鉄のバス運行に対するより合理的な県からの支援を求めるといような点についてこそ、我々がしっかり主張していかなければいけない最も確実な方法だらうというふうに判断をしたのでありまして、それと違う判断をするのは逆に大きな誤りを犯すのではないかとこのことを危惧する次第でございます。以上で私どもが結論に至った理由を申し上げたわけですが、もう一つ一歩突っ込みますと、現在中野・長野間のいわゆる長野線の方は、そうした赤字額はもっと大きいではないかという論議がされておりますが、乗っている人数が全く違います。従いまして、一人当たりが赤字をいくら生み出しているかということになりますと、木島線が非常に大きな赤字を生み出していることになります。その観点からも電鉄が木島線は本当に申し訳ないが運行を廃止したいと言われる理由も分かる部分があります。また須坂から屋代の間は、国鉄とつながっている路線でございますが、整備をする場所も全部そちらのほうにございます。従いまして路線を取りますと整備所を利用することができなくなる問題がございます。また今電鉄が電車を送り出したりまた購入したりするコースはJR線から屋代を通りまして須坂へ納入しております。長野駅からは接続しておりませんので、電車を運び込むということではできません。こういった状況も加味されるのではないかなと思います。いずれにしても、それは全体の理由にはならないと思いますが、木島線はどうしても申し訳ないけども

廃止せざるを得ないという理由としては判断の基準としてはあるわけです。

施設に関しまして、お答えいたします。栄村に施設を作るべきではないかという件につきましては、その必要性はあろうかと思えます。必要性はあろうかと思えますが、現在の客観情勢、そしてまたもし作った場合にそこに従事するお医者さん、そしてそこに働く従業員の皆さん等の条件を考えますと、一応そのことは望ましいというふうに思っておりますが、実現までにはまだ具体的なものは出せないように思っております。それから待遇改善につきましては、国のほうも考慮しておりますが、方向はそのような方向に努力していきたいと前々から申し上げているような気持ちであります。

**議長（山田吉太郎君）** 青木豊一君。

**17番（青木豊一君）** 答弁漏れがあるんですよ。先ほど提案したわけでしょう。廃止という状況の中でも、もっと住民の意見を聞いたり利用者を増やす、まあ市長は利用者増なんて住民に提案できないと言われますけど、そんなことないんですよ。そういう5つほどの問題を私は現時点の上に乗って提案をしてそれについてお答えを求めます。それについてです。

**議長（山田吉太郎君）** 3回目の質問ということでよろしいですね。

**17番（青木豊一君）** 時間が20秒しかないから、そんなこと言ってられないですよ。答弁が漏れているんだから、答弁してください。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** ご質問の中で、公聴会を開く意思があるかということですが、これはそれぞれの地域住民の皆さんによってはいろいろと検討をやっておられるようですが、そういった声はお聞きする場面はあろうかと思えますが、行政の方から地域の皆さんに長野電鉄問題をどういたしましょうかというような公聴会を開く気持ちはございません。これはこの広域議会ではなく各市町村にも議員さんがおられます。十分に地域住民の声をお聞きになって議論されていることと思えますので、それらを当然市町村で持ち寄りまして私どもにとっても結論を出していくつもりでありますのでよろしくお願い致します。実態把握が会社の決算内容についてまで議論されるようなことはとても難しいことだと思いますし、また交通の条件として非常に合理的な提案というのがまだ頂戴できておりません。今後なかなか難しい現状にあらうかと思えます。行政の方といたしましては、専門家も交えて当然どのようにすることが最も良い方法であるのかについては、それはもちろん既に長野電鉄が廃止になるということについては待たなしの方向というふうに理解しておりますし、それがあと廃止される時期を延び延びにしてもその赤字路線の問題がございますので、結論はやはり出すべき時期にしかるべく出した次第でございます。従いまして十分合理的に意見をお聞きしたいと思えますが、利用者の皆さんのご意見は先ほど申しましたように痛いほど良く分かるわけでありまして、従いまして気持ちの上のことは分かりますが、数字、財源、将来性そういったものを、やはり行政としても合理的に考えて進めなければいけないだろうというふうに思えます。県の財政支援につきましては、現在県が国の考え方と全く同じ基盤に立て、私企業の赤字を補填してまで存続を求め、それよりも将来性のある方向に向かって鋭意援助をしていきたいというその考え方にせざるを得ないとも思えます。気持ちの面からは支援できる範囲で電車の運行を伸ばすということが何年できるか、それを大いに活用することもよろしいとは思いますが、それよりも抜本的なバス代替路線の構想を具体的にしかもきめ細かにより確実なものとして県が努力し

ていただくために、調整会議の方が非常に合理的に且つ又我々地域住民の気持ちも十分に大きく反映させるような形で議論を進めております。この結果が良いものが出るように鋭意努力するとともに、それを期待することが必要だろうと思います。長野電鉄の廃止先送りにつきましては、むしろ逆でありまして、早く手続きをするつもりでいるのでどうか理解をしていただきたい、と言われておるわけでありまして、その話の後には廃止を先送りにしたときにだれがその赤字を持ってくださるんですかと、運営に対する赤字の今度負担のお互い議論になっていくわけだと思いますが、その議論ばかりをしておるよりはやはり前向きな方向で時代の流れにあった方向で努力するのが私どもの行政としての立場ではないかと、その意味ではいろいろな方法を持って議論されておる市民の皆さんにもより深い理解、そしてまた行政が頑張っって何とかマイナスにならない方策を練っていることも理解いただければと思っております。

**議長（山田吉太郎君）** 青木君、あと20秒です。

**17番（青木豊一君）** はい。時間が少ないから申し上げますが、きょうの信毎ご覧ください。規制緩和でね排ガスをどんどん撒き散らしている森首相の支持率は数パーセント。住民の声を聞いてダムを無くしていこうと……

**議長（山田吉太郎君）** 青木君、質問の時間が終わりました。

**17番（青木豊一君）** ……緑の自然を守ろうと、環境を守ろうと住民の立場に立つ田中知事の支持率は80数パーセントじゃないですか。まさに、そこにはその方向にこそ皆さん方が誇りを持って主張できるそういうふうには私は思うんですが、市長はその点をどうお考えになるかお伺いして終わります。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 先ほども信毎の支持率の問題をどう考えるかというご質問をされたと思いますが、私はおそらく田中知事が出しているいろいろな時代の中における新しい取り組み方につきましては、地域の皆さんも非常に今まで期待していたことが期待できなくなるという面もあり、そういった対応についてはいろんな苦しみ、痛みを持っていると思います。しかし、支持率という点になると数字が示しているようにあの方法でいいというふうに言った支持率だと思いますので、これはやはり地域住民としましても痛みを伴うものは全く受け付けられないというふうではこの支持率は出ないと考えます。非常に良識のある支持率であるから、時代の方向に正しい方向さえ出してくれば我慢もします、こういったことが入っているのではないかというふうに理解をしています。

**議長（山田吉太郎君）** この際10分間休憩をいたします。

（休憩）

（午前11時00分）

---

（再開）

（午前11時13分）

**議長（山田吉太郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**議長（山田吉太郎君）** 次に進みます。

順位2番、介護職員定数基準の見直しと必要な職員増の検討を、消防の広域化に関する調査研究は、住民の目線で、「ごみ処理広域化計画」の見直しについて、4番、丸山惣平君。

( 4 番 丸山惣平君登壇 )

**4番(丸山惣平君)** 発言を許されましたので、通告に基づいて順次質問いたします。最初に、介護職員の定数増で介護サービスの充実について先ずお聞きします。平成11年度決算での主要施策説明書を見ますと、特養入所者が350名となっております。この他短期入所者もおられます。この入所者に対する介護、看護、運営に当たられている職員の皆さんに私は冒頭先ず敬意を申したいと思います。11年度決算の説明書を見まして、入所者の平均年齢は82歳であります。特養の望岳荘、高社寮、千曲荘、いで湯の里、菜の花苑の5つの施設の350名の入所者のうち、どのような状態になっているかという、決算主要施策で見ますと、先ず一つは、食事の全部介助が350名中110名で約3分の1、さらにはこの歩行不可で常時寝たきりの方が350名中208名で約60パーセント、一番問題の排泄、オムツさらには便器介助が必要な方が241名で69パーセント、そして入浴は特殊浴槽で、さらには体を拭く清拭の方がなんと261人、これは約75パーセントになります。このほか平成11年度の1年間で不幸にもお亡くなりになった方が61人、しかも寮内でお亡くなりになった方が44人でありますから、72パーセントが要するに寮内で、あとは病院等で死亡されている。望岳荘の場合は、既にこの12年度1月末で24名の方が亡くなられていると言われております。以上のような状況を拝見しますと、自宅介護から施設介護へ移られ、食事からオムツから特殊入浴まで本当に行き届いた介護、看護を受け人生の最後を寮内で終わられた方の面倒まで見られている皆さんの定数増についてお尋ねしたいと思います。

連合長もご案内のとおり、介護職員及び看護職員の配置基準定数は、平成11年3月31日の厚生省令の配置基準で介護職員及び看護職員の数は、入居をしている者の3人に職員は1人以上とされています。さらには看護職員、看護婦の数は入所者数ごとに1名から4名以上とされており、また夜勤を行う職員については平成12年2月10日の厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準で、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が入所者の数ごとに1人以上、2、3、4名と決められております。問題は、この基準でいくと、例えば質疑の中でも市長の方からいろいろと各寮ごとの基準が報告されました。それによれば、例えば千曲荘が66名いる寮の場合、3人に1人の介護、看護職員の配置基準定数は22名であります。その内看護婦が3人、夜勤する者が22人でローテーションを組むことができなく、看護婦3人を除いた19人でローテーションを組み、毎晩3人の交代で夜勤をしているのが実態であります。19人のうち3人が夜勤、翌朝あけで休み、翌日公休となり、おかげでその矛盾がいろいろな面に出てきているといわれております。特に規模の大きな寮では、食事の全面介助などで、パートでの1時間食事介助、このような形での対応や、入浴介助でのパートでの対応などがありますけれども、食事介助でも、水でも牛乳でも詰まってしまうというケースもあり、機敏な対応に迫られる時もあると聞かれます。パートでの対応でなく正規職員の増員は現場からの強い要望であるといわれております。そこで厚生省の基準は連合長もご案内のように介護保険発足前のいわゆる当時の朝令暮改的な準備のないままに進められてきた中での基準であります。特に国の措置費をその予算額を大幅に削減し正規職員を安上がりな臨時パートに肩代わりをさせてきてるところに最大の問題があります。従って介護保険制度発足以来、11か月が経過しております。

そこで次の2点について連合長にお尋ねしたいと思います。第1に、介護職員、看護職員の配置基準入所者3に職員1以上の人員を、実態に合うよう国に強く見直しを求めるべきだと思います。この点に

ついでに、介護職員、看護職員の配置基準より看護職員の数を除いた夜勤のローテーションを組む場合、臨時・嘱託職員など必要な昼間の職員体制を緊急に措置すべきだと思います。以上の2点について、連合長として特養・養護施設の運営管理に責任を持つ長として人間味あふれる答弁を私は強く求めたいと思います。

次に、消防の広域化の問題についてお尋ねします。圏域内の消防広域化について質問をいたしますけど、昨年10月連合定例議会におきまして青木議員の質問に対し、連合長は消防の圏域一本化については、1つは現場への迅速な出動態勢ができる、2つは消防機材の充実が図れる、3つは大規模災害への対応等が図れる、そこで調査研究をしていると答弁しておられる。今定例会では私の22日の質疑に対し、なかなか背景が違っておるのでまだ一本化はしておられない。装備能力のある力も持てると思う、さらに問題点を拾い出して検討をしたいとし、また平成12年7月連合長会で研究をスタートし、9月20日以後先進地視察を6回行っていると連合長、市長より答弁がありました。そこで私はお伺いしますが、両消防署が、岳北、岳南のこの両消防署が統合しないと、現状ではどういう点で住民のためにならないのかというそういう点を明らかにした上で6回にわたる視察をされたのかどうか、それとも単に消防、ごみの広域圏再編を進めるようにという県指導の元に行われたのかどうか、この際議会並びに住民にも分かるようにそのメリット、デメリットについて説明、報告を求めたいと思います。

次に、ごみ処理の広域化についてお伺いします。昨年10月連合定例議会におきましてやはり青木議員の質問に、連合長は、岳南・岳北にある2つの処理エリアごとに適正な維持管理と施設改修などにより引き続き運営を行い、施設が耐用年数を迎える20年後、平成29年を目途に一本化する計画で平成10年に策定された広域化計画により今後の取り組みを新しい計画に反映させていきたいというふうに答弁されております。それで私は第1に伺いたいのは、20年後広域圏の処理施設の本一本化するという計画であります。施設は現在と同じように岳北、岳南に複数存置すべきだと思います。なぜならば1つには当圏域は地理的・気象的に特別豪雪地域であり、住民の立場からしても、また今回のように事故あるいは改修さらには災害など緊急事態が予想されるし、今回は明らかに改修のためにそれへの対応がどうしても複数の施設が必要であると思います。2つは、岳北のごみ処理センターである岳北クリーンセンターが40トン炉、昭和60年度に稼動し国のダイオキシン対策で80ナノグラムを平成14年12月までに5ナノグラムにすることを受け、地元住民への対応を優先し、岳北広域行政組合議会では昨年12月定例会で焼却炉改修費3億5千万円の債務負担を可決し、新年度のこの6月から改修工事に入ることにしています。この工事期間中、岳南のごみ処理施設させていただくことができましたことに関係する議員として心から皆さんに御礼を申し上げたいと思います。なお改修の後岳北クリーンセンターの施設用地は平成18年度で借地契約が切れます。従って平成19年4月以降新しい所に移転新築しなければなりません。そのために平成17年、18年度で工事業費、用地費、道路費、施設関係費など35億は見込まれ、すでに住民参加の検討委員会が発足される段取りで現在取り組まれております。今定例会22日本会議での質疑で、平成10年策定した広域化計画について、平成14年3月までに見直しをすると答弁されましたが、以上申し上げた2つの点から今後の計画見直しに当たっては、圏域内の実態の上に立った見直しが迫られております。連合長も見直しに向けその見解を改めてお尋ねしたいと思います。同時に、見直しに当たっては、県指導による理事者、担当者のみでなく、議会、住民参加の組織でやるよう重ねて求めて、第1回目の

質問を終わります。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 丸山議員のご質問にお答えいたします。介護職員に関するご質問ですが、現在、施設職員につきましては、老人福祉法及び介護保険法の規定によりまして、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」等に基づき配置しており、直接処遇職員である介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で国の定めた基準を上回る職員配置を行っております。また、この人員配置基準とは別に、痴呆性入所者処遇と短期入所者の送迎対応のための職員配置に意を用いております。広域連合として必要な職員増についての検討でございますが、入所者の日課のなかで、食事・入浴の介護、食事調理など集中して職員が必要とされる時間帯において、非常勤職員を集中して雇用し、職員の負担軽減と入所者サービスの向上をはかっておるわけでございます。ご質問の中でこの国の基準につきましてより十分なサービスができる方向に対する働きかけをする努力をする考えはどうかというご質問でございましたが、それにつきましては私どもこの地域においてやはり地域において安心な施設運営ができて行くためから考えますと、できるだけ十分な待遇ができますように努力することは基本と思っておりますので、鋭意努力をしていきたいと考えております。それから、深夜、日中の待遇等いろいろな問題につきましても一方では介護保険の保険料をもって賄っていくという重要な観点もございますが、やはり社会の福祉政策の発展そしてまた、今はまだ混沌としている面もありますが、日本経済の発展の方向に沿った十分な政策がなされて行くことは当然でありまして、その努力をしていないと結果的には相対的に後退をするということになりますので、努力をしていきたいと考えております。

それから、消防の広域化に関してでございますが、消防業務の専門化・高度化に的確に対応するため、これまで圏域における常備消防の広域化について検討・研究が進められてまいりました。平成4年3月に、「北信広域消防研究会」から、既存の3消防本部を統合し、新たに栄村を加えた広域消防本部の設立を図るとの検討結果が報告されました。平成6年8月に、岳南広域消防組合が設立され、平成7年12月から中野市と山ノ内町の両消防本部が統合されたわけでございます。平成11年3月には、県から「長野県における消防広域化のあり方について」が示されまして、救急救助業務の増大と高度化への対応、予防業務の増大と高度化への対応が求められており、広域化により各種業務の充実強化を図る必要があると報告がなされております。また同月、岳南・岳北両消防本部で作る北信広域消防再編検討委員会から、既存の施設、設備、装備等を活用し、1本部、5消防署、2分遣所体制を作るという検討結果が報告をされました。平成11年8月、北信地域広域行政事務組合の理事・幹事合同会議におきまして、消防本部の統合については、北信広域連合の設立後に検討を進めることを確認いたしました。平成12年7月、正副広域連合長会議におきまして、消防の広域化について早急に検討を進めるよう決定いたしました。平成12年9月、両消防本部と広域連合により「北信広域消防再編検討会議」を組織し、消防事務の再編について検討を開始いたしました。検討会議では、これまで消防本部の職員体制、通信指令施設の一本化、署の出動範囲の見直し等について検討を進めてまいりました。現在の署所体制についてはそのまま活用するという基本方針のもとで、署所の出動範囲を見直し、初動体制及び各署間の連携を充実する方向で検討しているところであります。圏域内での岳北・岳南両消防署の一体的活動を強化充実させることは現在必要なことであり、多くの観光客また道路網の充実等も含めるとその必要性はさらに大きい

と思います。すでに、県下消防署の応援協定もあり、防災、予防活動、水難、山岳援助活動など一層の機敏な対応により圏域内が一体となって対応できるようにする要請があると思います。消防事務の広域化は、住民生活の近代化、産業活動の多角化・大規模化、交通の高速化等、時代の進歩に対応していくことを目的としたものでございます。広域合併によって、より高度かつ専門性をもった消防事務の展開が必要であるとの共通の認識のもとに、調査研究がスタートしたわけでございます。本部を統合することにより通信指令システムの一本化が図られ、出動が迅速化されます。また、大型特殊車両など多額の費用がかかる消防装備の重複投資が避けられます。新しい時代に対応し、専門性を備えた消防事務のためには、広域化が必要であると考えております。また、一つには広域の合併がすぐ実現をするにはいくつかの問題がまだまだあり、住民の皆さんもいろいろなお考えをお持ちだろうと思いますが、それとは別にやはり広域化した方が合理的である消防部門につきましても、どちらかというといくつかの隘路はありますが、合併的な考え方の方向に乗って推進していくのが具体性があるかと認識しているわけでありませう。

ごみ処理の広域化計画の見直しについてでございますが、圏域一本化でなく複数施設を存置するという点ではどうかということですが、平成10年8月に策定しました「北信地域ごみ処理広域化計画」は、ダイオキシン対策のため、平成10年度から29年度までの20か年間のごみ処理施設の広域化計画を定めたものでございます。計画策定当時、厚生省は、ダイオキシン類の排出を抑えるためには、1日当たり最低100トン以上処理する全連続炉の設置が必要であり、このためにはごみ処理の広域化が不可欠であるとして計画の策定を求めたものでございます。当圏域では、北信地域広域行政推進研究会にごみ処理対策専門部会を設置して、関係市町村及び一部事務組合等により検討を進めました。計画では、北信保健衛生施設組合が設置する「東山クリーンセンター」の処理能力では、岳北地域のごみを受け入れて一括処理することが困難であることから、計画年度末となる平成29年度までは現状により処理を行うこととし、その後施設の一本化を図ることとしております。このため、当面は、岳南・岳北でそれぞれ施設を設置し、処理を行うものであります。また、ご質問の見直しは県主導によるものでなく議会住民参加による全面的なごみ処理計画を策定するべきではないかという点につきましては、循環型社会の形成を目指す「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に施行されました。循環型社会とは、ごみの発生量そのものを減らす。ビール瓶のように、繰り返し使えるものは繰り返し使う。ごみとなっても材料として再利用する。など、天然資源の消費を抑制し、環境への負担をできる限り低減する社会のことです。循環型社会への住民の意識が高まることにより、家庭でのごみ減量化、分別の徹底、リサイクルが推進され、ごみの排出量が大幅に減ることが予想されます。このため、圏域におけるごみ排出量の将来推計に基づき策定したごみ処理広域化計画についても、見直す必要があります。広域連合における、広域圏一般廃棄物処理計画の見直しにあたっては、各市町村等の一般廃棄物処理計画が基本となります。各市町村等においては、議会をはじめ住民の皆さんのご意見によって廃棄物処理計画が策定されるものと理解しております。広域化計画の見直しにあたっては、議会をはじめごみ処理広域化推進協議会の皆さんのご意見をお聞きして策定することといたしたいと思っております。なお付け加えてございますが、当面年度的にはすぐに一本化して岳南・岳北のものを処理するというは無理がありますが、将来一本化するの合理的であるという要因が大きければこれも十分検討いたしますが、その時間のずれも

ございます。そしてまた処理施設等の技術的な進歩もあり、また見解も時代によって変わってくることもあろうかと思しますので、その時には必ずしも大きいものを1箇所にするだけが全て理想的であるかどうか議論が出るかという気もいたしております。そういったことを考えますと、やはりこの辺の地域の地理を考えましても、片肺飛行よりは複肺でやった方がいざというときには助け合えて安全であろうということもまた考慮すべきだろうと思っております。

いずれにしても、合理的な考えは、行政の方からいろいろな資料を提示して議員の皆さんの理解を深めていただく必要もありますが、何としても住民の皆さんもそれに参画して自分たちの問題としてご意見を頂戴する上において、初めてお互いに自覚のある具体的な見解ができていくと思っておりますので、ここには十分留意して進めていきたいと考えております。

**議長（山田吉太郎君）** 丸山惣平君、再質問ありますか。

**4番（丸山惣平君）** あと7分しかありませんので、非常に結論だけ簡単に言いますけどよろしくお願ひします。最初の介護職員の定数の問題についてでありますけども、この平成13年度の予算の一般会計の人員費は約5.2パーセントでありますけど、特別会計の方の人員費はなんと60パーセントであります。従って人員費がまさに事業費であり、サービスを大きく左右する問題はやはり人員費にあらうかと思ひます。ここに北信広域連合の最大の存在意義があり果たすべき役割は大変重大なものがあらうかと思ひます。従って財政上というような名目の合理化を、職員体制の切り捨てにしないように重ねて職員体制の強化を連合長に強く申し上げたいと思ひます。

次にこの消防の問題ですけど、いろいろと統合する圏域一本化の上でメリットがあるような話がありましたけど、しかし私連合長がお話された問題の中において、一つは現場への迅速な初動の出動態勢がとれるのですが、これはやはり岳南・岳北に両消防署があるということはいったん火災が発生した場合には極めて重要であります。住民の目から見れば、現状が一番の最大のメリットではないかと思ひます。もう一つの問題は、大規模災害の対応について先ほど県下全消防による相互応援協定があると、岳北消防本部と上越市の消防相互応援協定も結ばれており、対応は十分とはいえないまでもとにかく全消防がそれぞれ協力体制にあるということは明確であります。また、三つ目の問題として、先ほど水難、山岳等についても圏域内で一体的な取り組みというふうに言われましたけど、しかし圏域内には山岳の遭難事故があった場合には民間の山岳救助隊が、山ノ内、木島平、野沢、栄の地域に組織されてます。従って両方の警察、消防署の出動態勢が組まれており一体的な取り組みがとられております。昨年10月31日大阪の方が遭難したのに対し県の防災ヘリも出動、救助に当たるなどまさに一体的な取り組みが現在でも行われており、さらに昨年千曲川の水難事故への対応についていろいろ話がありましたけど、質疑の時に連合長はケース・バイ・ケースもあり云々と言われました。しかし、岳北消防には既にボートのほか救助艇2艘が常備されております。対応ができる態勢にあるわけです。どう一体的な連絡体制をとるかについてそれぞれ広域内の問題であり統合せずにもすぐ解決できる問題であると申し上げておきたいと思ひます。最後に消防機材の充実と連合長が申されましたけども、しかしいつも話題となるのはいつもはしご車購入の問題であります。私は財政的にできることならば確かに否定はいたしません。しかし1台当たり常備消防要員が15人体制になります。豪雪地での配車の位置、出動のメリット、更には各市村の財政状況から見て、やはりもっとはしご車以外に高層建築を始め屋内の消火栓の充実完備の問題、それに対

する予防査察の強化など防災予防に向けての課題についてもっと検討すべきであると思います。はしご車の購入のみが統合再編へのメリットについてはもっと慎重な対応を私は強く求めたいと思います。以上申し上げましたが、このような点からみて既に一体的な取り組みというのは現実に行われているわけですし、統合する上でのメリット、デメリットというのは相当議会、住民にも分かるようにぜひ連合長に重ねてお尋ねしたいと思います。

それからもう一点消防の問題をやる場合に、再編に向けての調査研究でありますから研究は大いに結構であります。どうしても特別豪雪地帯の市町村が多い中において地理的、気象的条件から県内の実態について検討し、何が住民の目線から見て問題点なのか明らかにしたうえで検討するべきだと思います。何よりも広域行政から連合へ、そして連合から今度は財政的な共同という点で合併への方向に向けての各分野、さらにはごみ、消防など、再編先にありきという感じが非常に強いわけです。どうか国、県主導の方針に左右されることなく、7市町村の住民に責任を負えるような自主的な立場に立っての検討を私は強く求めたいと思います。以上この問題についても連合長の先ほどの答弁に加えて積極的なお答えを求めて質問を終わります。

**議長（山田吉太郎君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 丸山議員からの再度のご質問にお答えいたします。まず定数強化の問題であります。それはおっしゃる様に現在のケアというのには大変な労力のかかる仕事でありまして、あまり無理な労働条件の中で行われることはサービスの低下につながります。これは近代社会においては相反することであろうというふうに認識しております。ただ今国の方がそのケアにつきましてはやはり介護保険制度というものを制定しまして行われるようになりまして、公共的な施設のサービスのほかに民間の企業も参入しながらその中でバランスをとってより合理的にサービスの強化を図ってきたいという考え方であろうと思います。従いまして、その将来の目指す所はいかに待遇を十分厚くしてしっかりしたサービスができるようにする一面、それから合理的な追求のもとに両方のバランスのとれた所で日本の国そのものが存在してきたのでありと考へておりますので、その強化の面につきましては抜かりなくと同時にまたそれが無駄遣いになるような公費の使い方が発生しますと公の方の施設と民間の施設との競争力の問題で、民間の施設が育たないで絶えてしまうという重大な悩みもございますのでその辺の議論も必要かなと思っております。いずれにしても国から見たのでは地方のこんな細かい状況は分からないと思いますので、私ども自らがしっかりその辺のバランスについても考へていきたいと思ひます。

消防については、私もただ今の議員さんの意見おっしゃるとおりの面があるかと思ひます。従いまして、現在検討中でありますが、さまざまなご意見を十分頂戴いたしまして検討を深めていきたいと思ひます。以上でございます。

**議長（山田吉太郎君）** 丸山惣平君。

**4番（丸山惣平君）** あと30秒ばかりですが、ごみの処理の問題について、私このごみ問題の責任は企業や行政に本来その責任はあるのでありますが、ごみを出している住民の協力と住民自身の取り組みがなければ解決しないという問題であります。とくにごみを減らすという分別収集といつても、住民の意識的な取り組みがないと成功しないことは明らかです。従つてこの計画の見直しの段階では公募による方

法など議会・住民の参加のもとに実態にあった計画の見直しをするよう連合長の答弁を重ねてお願い申し上げまして質問を終わります。

議長（山田吉太郎君） 綿貫広域連合長。

広域連合長（綿貫隆夫君） 十分に住民の意見を聞くというよりも参画をしていただきながらやっていきたいと思います。総合的にこの連合の規模で声を聞くとなりますとやはり直接的なものはなかなか難しいと思いますが、組織的なものを通して住民の声が届くような、いただけるような配慮をしたいと思います。

議長（山田吉太郎君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

---

議長（山田吉太郎君） この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（休憩）

（午前11時55分）

---

（再開）

（午後1時00分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 2 討論、採決

議長（山田吉太郎君） 日程2、討論、採決を行います。

はじめに、討論を行います。

討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

なお、発言通告書は事務局長のところにありますので、よろしく願います。

---

議長（山田吉太郎君） ここで、暫時休憩いたします。

（休憩）

（午後1時2分）

---

（再開）

（午後1時6分）

議長（山田吉太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（山田吉太郎君） 通告がありますので発言を許します。

17番、青木豊一君。

17番（青木豊一君） 17番、青木でございます。私は議案第17号 北信地域ふるさと市町村圏基本構想について、及び18号 北信広域連合広域計画について、以上2つの議案につきまして一括して討論したいと思います。

最初に、それぞれ短い時間でありますから職員の皆さんが案文を作られたことに対して敬意を表します。いくつかの積極的な施策があるわけですが、その中でいくつかの基本的な問題について指摘をし、その改善を求めながら討論をしたいというふうに思います。最初の問題についてであります。質疑でもお伺い申し上げたわけですが、いわゆる広域連合が持つ性格を住民サイドから正しく生かして行く

そのことが重要な課題だというふうに思うわけであります。そうしたときにこの基本構想自体が、提案説明でもありましたように、各市町村の構想の積み重ねの中に基本的な立場があって本当の意味の7市町村が共存共栄できるそういう総合的な発展方法が極めて不十分であるということを提起せざるを得ません。もちろん私は参加するそれぞれの市町村がそれぞれの独自性を持ち大いにそこでそれぞれの地域の発展に貢献していただくことは当然だと思いますけど、一方、強制的にない共に生き共同で総合的に発展できるそういう施策が一方確立が求められていると思います。

次二つ目の問題は、この計画の段階にあたりまして住民の皆さんの意見が残念ながら十分反映されたという点では不十分さを持っているというふうに思います。特に先ほども一般質問で指摘しましたように、地域の公共交通の問題は連合自体が先ほど発足したものですから歴史がありませんが、私自身この地域のバスの赤字問題を通じて行政自身がいかにして地域の公共交通をどのような方向で民間主導ではなくて行政がどのような交通体系を作るかこのことに赤字路線をトカゲの尻尾切りのようにそのものがきたらそれに対応するというこういう対処療法ではなくて、むしろ行政自身が積極的な地域交通の基本的な方向を示すことを繰り返して提案してまいりました。しかし残念ながらこうしたことが行われた結果、今日のようなまさに最悪の将来に最も残すべき21世紀が軌道敷を中心とした公害のないだれにも安心のできるこういう公共交通が求められているとき、それを寸断しなければならないという極めて残念な状態に直面しております。にもかかわらず本構想によれば、肝心要のこの住民の、しかも交通弱者の足、地域経済の大事な柱であるこの部分を削って、高速交通に対する対応が主として行われているというのが実態であります。しかしながら、人口減少地域における高速交通も決して利益優先のこうした施策の元に頼るものでないことは明らかであります。しかしそこにしがみ付いているという所に私は重大な欠陥があるというふうに思うわけであります。私はそうした点で先ほども一般質問で指摘したようにもっと地域住民の総意を生かす、こういう施策を貫かれることを改めて強く求めたいと思います。

次に教育の問題いうならばこれからの将来を背負うお子さん方が本当に地域の代表として国民の財産としていかに成長を保障していくかどうかこれは非常に重要な問題であります。しかし、質問でもお伺いしましたが、その対施策は肝心要の教育の本旨であるまた日本国憲法の理念に沿った一人ひとりのお子さん方の能力を生かす基礎学力を高め、そして平和な国づくりに邁進できるこういう力を身につけるという点では極めて不十分だと言わざるを得ません。そしてこの部分が曖昧ながら一方では残念ながら今の競争主義の中に子どもたちを放り出して行くこれでは本当の意味の教育、人づくりはできないというふうに思うわけであります。また基本的な人権の問題についても、これまた21世紀を迎えた今、本当の意味の一人ひとり人間が、人権が、どのような憲法で保障されるような出身であろうとも、それが対等で、平等に尊重されるそしてその能力を生かしていくここにこそもっとも大事な問題があると思います。そして立場の違いを越えてその意見をしっかりと受け止めて行くという方向が大事かと思いますが、残念ながら今構想における基本的人権の問題はいわゆる差別は、主には部落差別に問題を置き、その問題を基本的人権のあたかも主要な問題であるような間違った方向を繰り返していることです。改善を求めたいと思います。

次三つ目の問題は、この地域にとって大事な問題は、少子高齢化社会が県内で最も進んだ地域でありま

す。この克服をいかにして進めて行くか、ここには子育て問題、産業の振興の問題、また働く職場における男女平等の確立、こうした問題が徹底するというまさにその地域における経済そして基本的人権こういうものがどれだけ成熟しているかどうかここが問われているように思うわけであります。そうした点で、残念ながらこの部分での積極的な対応策はやはり今の経済第一主義、利益第一主義のこのベースを土台にしているそういう点で極めて残念であるというふうに思います。

そして四番目の問題は、私はやはり、長野県政から学ぶことは、理事者の立場からも、私ども議員の立場からも、双方向にあるというふうに思います。長い間こうした自治体に携わった者から見れば、田中知事の公共事業の見直し、ある意味では独裁だと経験者が指摘しています。しかし主権者である県民の目線から見たとき、これに対する評価が高いということが報道機関を通じて明らかになっております。もちろん私たちはその県政の全てを評価するものではありません。しかしながら積極的な部分については、主権者と一体となって地域を良くするために全力をあげることに、見せたかの力を抜くことは必要としておりません。むしろ積極的に応援してまいりたいと考えております。そしてきょうの地方新聞の世論調査は田中県政のどこに対してどのような評価をしているか、それは公共事業の見直し、言うならば無駄なもっと他に方法のあるこういう公共事業に対するの決断に対し88パーセントの皆さん方が支持を表明されております。その一方で政権を担っている森内閣に対する評価はどうでしょうか。わずか7.6パーセントに過ぎません。そして森内閣に対する問題をどこに指摘されているかという、国民不在の政治、政治家である、言うならば住民の意見がいかに受け入れられるか否か、言うならば日本国憲法のその理念を遂行して行くこういう地方政治に対する強い期待であるというふうに私は改めて学ばされました。私はこうした点からいたしましても一般質問、議案質疑でもお伺いしたさまざまな問題は、まさにこれまで20世紀に良いものであろうと政権政党なる政党が今言ってきた公共事業に50兆円、社会保障に20兆円というこういう財政の仕組みが、21世紀は社会保障がもっと充実するそういう方向であると、私はこの4日間の連合の議会を通じて改めて痛感いたしました。例えば特別養護老人ホームの問題でも、いわゆる正規職員で基準をまかなえない、しかしこれを当たり前のようにして行政が行われている、またそういうところに高社寮や千曲荘ではこの給食に携わっている職員の皆さんを全部住民が、利用者も負担するこちらにおくって、そして行政は財政の支出を縮小しようというまさに高齢者いじめを公然と行っているというのが実態であります。私はこうした問題に繰り返して指摘されてますように、直ちにその改善を行い、少なくとも正規職員によって基準はしっかりと保障されるこういう介護基盤を確立するそういう方向に本連合が進んでいただきたいというふうに思います。なおこの1年間を見るならば、直ぐ定員増も不可能でしょう。こういう点では臨時職員の待遇改善も当面の問題を解決していく上でもぜひ図っていただきたいとします。

なお広域消防、あるいはごみの問題そして市町村合併等についても私はやはりあくまでも住民の意見が十分反映された住民主導の方向で進むことを強く求めまして討論といたします。以上です。

**議長（山田吉太郎君）** 4番、丸山惣平君。

**4番（丸山惣平君）** 4番の丸山であります。私が討論をする主要な問題は、17号、18号に関連する基本構想と広域計画の問題であります。今、青木議員の方から全般的な内容についての問題提起とかそれに対する発言がありましたけど、私の方からは広域連合そのものがいったいどのような形で設立し、そして

今なぜ合併問題について取り上げようとするのかについて若干問題があるので指摘をしていきたいと思えます。

ご承知のようにこの広域連合の前には一部事務組合の形で北信広域事務組合として進んできた、そのまま連合になったわけですけど、結局地方自治法で今度連合に対する規定というのが非常に重視もされ強化され、単なる今までの市町村の寄り集まりであってなくてもいいじゃないかという団体から、非常に強い定義がもたれている。ご承知のように地方自治法の第3節に広域連合という語があります。自治法の第291条の2に広域連合による事務の処理という問題が出されてきています。この事務の処理に基づいて、今日連合の規約第4条に処理する事務が7号、調査研究する事務が7号それぞれ明記されています。従ってどういう権限があるかという、自治法の第291条の7で広域計画というのが明記をされています。この広域計画の中において既にご案内のように広域計画において8項で「広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。」これが今度連合になった最大の特徴であります。従って連合長の持つ権限というのは非常に大きなものがあります。今回ここにおいて基本構想なり広域計画なりが、いったん議案として提案され、これが可決されれば、これが連合の要するに処理する事務の一つにもおそらくなってくると思うんです。そのような点で私は連合長に対しては、相当強力な権限が与えられているという、しかも広域計画において支障をきたす場合においてはそれをやらない自治体に対しては勧告することができる、こういう上立って財政上の支援も上乘せされておりますけど、しかしいったんこれが今のところは構想だけれどもやがて広域計画で5か年計画、ローリングをしていく中において必ずしや議決された方向におそらくそれぞれの処理事務事項が乗ってくるのではないかと、そういう上立って見た場合、この問題については広域計画の中にもさらには基本構想の中にも市町村の合併の問題についてやはりうたわれております。特にこの基本構想の中から市町村合併についてと施策の中において調査研究は「市町村合併に係る自主的な調査研究に関する支援を図ります。」と、表現は非常になるようになっておりますけど、いずれにしろ市町村合併の方向を進めて行くというのが当初から危惧をされた連合、連合からイコール合併への方向と、これが音を出して、合併特例債が来るからどんどん仕事をやってしまっ、おそらくあと交付税で見てくれるからいいというような安易な論理がまかり通るような状況になってきている。そこで私この問題について、やはりこういう問題は少なくとも連合自身の基本的なあり方から見てもやはり削除すべきではないかと、それでなぜかという、やはり質疑のときにも申し上げましたが、一つはやはり個別分野での広域行政の必要性、そして広域的に事業を行う方が効率的な事務が当然であるしそういう事務は明らかです、ごみとか消防とか。そのための制度を地方自治法で先ほど申し上げましたが、事務組合から広域連合になるに当たって一定の強力な勧告をする権限等もありますけども、事務組合、広域連合等にそれぞれに改善すべき問題はあるとはいえ保障されてきているというのが今日の広域連合ではないかと思えます。従って、そういう立場から見た場合に、合併というこの行政区画をどう定めるか、広域化をどう進めるかではなくて合併という行政区画をどう定めるかという問題は、ご案内のように基本的な住民の自治権に属する問題であります。従って合併による行政区画、この論議と、広域的な行政の推進、その選択は

自ずから全く別な問題であると、それをあたかも当然であるかのようにすることは、私は非常に危惧を持つわけです。従って、広域連合としての規約にもない調査研究に対する、こういう支援を図るということは当然私削除すべきであると考えます。質疑の中でこの問題についていろいろ論議した際に、連合長にこの合併の問題に対するそういう問題は調査研究の事項に入るのかと聞いたら、連合長の方からは「それは入りません」と答えた。要するに広域計画の10ページのところにある次に掲げる事項についての調査研究に関する中の施策においていろいろあります。当面次の事項について調査研究を行うということで、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キと、このキの所にその他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関することと、この中に合併の問題が入るのかという青木議員の質問に対し「それは入っておりません」と、私はその限りにおいて正しいと思いますが、いったんこの広域計画が議案として可決されますと、当然そういう問題が出てくるとそういうおそれがありますので、あえてこの基本構想、広域計画について反対の意見を表明して討論を終わりたいと思います。

**議長（山田吉太郎君）** 以上で、討論は終結いたします。

これより採決に入ります。

はじめに、議案第1号、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、職員定数条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、特別会計条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第4号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(山田吉太郎君)** 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成12年度一般会計補正予算(第2号)について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第5号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(山田吉太郎君)** 起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成13年度一般会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(山田吉太郎君)** 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成13年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

**議長(山田吉太郎君)** 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成13年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第8号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(山田吉太郎君)** 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成13年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第9号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(山田吉太郎君)** 起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成13年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第10号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成13年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第11号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成13年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第12号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成13年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第13号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成13年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第14号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成13年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第15号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（山田吉太郎君）** 起立全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成13年度公平委員会特別会計予算について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第16号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(山田吉太郎君)** 起立全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、北信地域ふるさと市町村圏基本構想について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第17号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**議長(山田吉太郎君)** 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、広域計画について採決いたします。

おはかりいたします。

議案第18号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**議長(山田吉太郎君)** 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

---

**議長(山田吉太郎君)** 以上で、予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** ひと言ごあいさつを申し上げます。長時間にわたりまして、連合の初めての体制の中での議会を審議いただきまして、提案したそれぞれの案件につきまして可決をいただきまして大変ありがとうございました。まだまだ本当に独り立ちしたばかりの広域連合でございます。これが地域住民と共に本当に足並みをそろえしっかりした連合の姿に育っていきたいというふうに思っておりますので、その中で大きな地域住民のための課題というものがこれからどんどん出てくるであろうと思いますが、どうか議会の皆さんもご協力またいろんな面からご提言を頂戴いたしまして、しっかりした歩みで進んでいきたいと思っております、なにぶんよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

---

### 3 閉 会

**議長(山田吉太郎君)** 以上をもちまして、平成13年第1回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。(拍手)

(閉 会)

(午後1時43分)

---

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成13年 2月 28日

北 信 広 域 連 合 議 会

新 議 長      山 田 吉 太 郎

前 議 長      藤 巻 泰 雄

副 議 長      芋 川 武 一

署 名 議 員      駒 原 克 己

署 名 議 員      荻 原 勉

署 名 議 員      山 上 政 彦